

北海道議會時報

第 9 卷 第 5 号

昭 和 3 2 年 5 月



北 海 道 議 会 事 務 局

— 第 5 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会	一
特別委員会	六

総合開発調査特別委員会
道南のいか凶漁対策特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会	八
北海道東北六県議会議事務局長会	八

資 料

昭和三十年度全国都道府県 一般会計歳入決算額調	一〇
昭和三十年度全国都道府県 一般会計歳出決算額調	二三
昭和三十一年度全国都道府県 一般会計歳入予算額調	一四
昭和三十一年度全国都道府県 一般会計歳出予算額調	一六

昭和三十二年都道府県

一般会計歳入予算額調	一八
------------	----

昭和三十一年度都道府県

一般会計歳出予算額調	二〇
------------	----

昭和三十年度全国都道府県特別会計決算額調

二二

昭和三十一年度全国都道府県特別会計予算額調

二四

昭和三十一年度全国都道府県特別会計予算額調

二六

第二十六通常国会の展望

二八

第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調

四〇

全国都道府県議会議事常任・特別

委員会の運営等に関する調	四二
--------------	----

雑 録

地方行政疑義問答集

四四

地方自治法に関する疑義について

地方自治法第九十二条の二の解釈について

臨時出納検査立会議員の互選について

図書室だより

五五

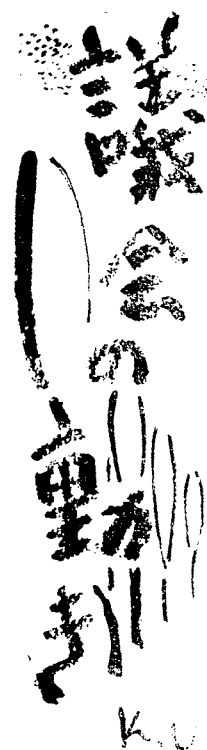
四月のメモ

表紙写真

新

緑

一札幌郊外定山溪一
北海道議会議事事務局撮影



常任委員会

総務委員会

○四月十二日 午後一時四十分、第一委員室において開議、午後二時二

十分散会、委員長 斎藤正志（社）

請願、陳情の審査

陳情

○第四〇八号 更別村を合併町村より除外の件（採択）

○第四二二号 壮瞥村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件（採択）

○第四二四号 常盤村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件（採択）

○第五〇八号 西興部村を合併対象町村より除外の件（採択）

○第五一二号 東藻琴村を合併対象町村より除外の件（採択）

○第五五四号 白滝村を合併対象町村より除外の件（採択）
○第七二七号 江別乙・滝川両町合併反対の件（採択）

一般議事

① 地方税法改正に伴う道税条例一部改正の行政措置について総務部次長より、同条例の一部を改正する条例案要綱について税務課長よりそれぞれ説明を聴取、小島委員（社）より、七月に施行される税目について、高田委員（社）より、道民税の税率百分の六が変らないのに同税が四百万円増収になるという理由及び道税条例の一部改正と徴税事務簡素化の関係について、河野委員（社）より、ゴルフ場利用に対する課税標準についてそれぞれ質疑があり、総務部次長、税務課長より答弁。

② ついで委員長より、道税条例の一部改正に対する理事者の専決処分について諮り、異議なくこれを了承した。

厚生委員会

○四月十八日 午前十時五十五分、第二委員室において開議、午後零時

二分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

一般議事

① 木古内町大火に伴う救援状況について、社会課長より民生部関係、衛生部長より衛生部関係について説明を聴取、ついで委員長より、木古内町大火に際しては委員長名をもつて見舞電報を打つておいたので御了承を願いたい旨を述べ、これを了承。

② 民生部長、社会課長より満洲開拓犠牲者の国家処遇に対する問題

について状況説明及び本問題に対する道の方針を慎重に検討中であるので御了承願いたい旨の要請があつた後、委員長より、本問題に対する委員会の態度は、道の方針決定をまつて決めた旨を述べた。

③ 衛生部長より、血液銀行の今後のあり方について説明を聴取の後、委員長より、昨年の部長会議における財政再建整備問題の審議の際血液銀行運営の問題が取上げられ、その際よ血へん血にまで持つて行く必要があるとの結論に達したそうであるが、この点に対する部長の見解について質疑があり、衛生部長より答弁。ついて血液銀行の民営切替問題について窪田委員(社)より、国と充分なる打合せを行つた後結論を出してもらいたい旨、井口委員(社)より、採算を合せるための諸種の問題も起つてくるので充分慎重に検討して欲しい旨の意見があり、(塚田副委員長(社)より、同様意見があつた。)一旦休憩、再開後衛生部長より、保健所運営に要する経費に対する国庫補助率を現行の三分一から二分の一に引上げる問題について状況説明及び今後の協力方について要請があり、ついで委員長より、血液銀行問題について内地諸府県の経営の不振状況にかんがみ本道においても考え直す段階にあると思うとの意見があつて、衛生部長よりこれに対する見解が述べられた後、村本委員(社)の発言もあつて、血液銀行のあり方については今後どのようにするかは今直ちに結論を出すことは困難であるので、これが態度を決定する前提として中央の情勢を把握することにし、あわせて保健所運営に要する経費に対する国庫補助率を現行の三分の一から二分の一とすることについて折衝することを諮り、異議なくそのことに決定。期間、派遣委員については委員長に一任することに決定。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 保健所医師の待遇改善について
- (2) 保健所職員定数の増員について
- (3) 保健所の施設、設備の整備充実について

北海道保健所運営協議会連合会長
(4) 厚生年金保険法第七十九条による厚生年金病院を豊平町に設置することについて
全北海道労働組合協議会議長

水産委員会

○四月二十七日

午後二時五十八分、第一委員室において開議、午後四時十五分散会、委員長 時田政次郎(社)

付託案件の審査

- ① 中型機船底曳網漁業禁止区域改訂の件について。
小委員長より、本問題に対する小委員会の審査経過並びに結果について報告があつて暫時休憩、再開後委員長より、休憩中協議の結果小委員長の報告を了承する旨を述べ、ついで井野委員(社)より、底曳総合対策案の真意が地域住民に充分浸透していない問題及び本案の年次計画、予備期間等の検討問題、小樽底曳組合に対する指導と底曳の新漁場転換の問題等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、なお本件に対する審査は日を改めて協議することとした。

一般議事

- ① 委員長より、近海漁業暫定協定締結問題及びにしんこん獲問題の中央折衝報告があり、ついで水産部長より太平洋海域における小型漁船によるさけ、ます流網漁業の許可制度問題、道東におけるさけ、

ます延縄漁業問題、母船式北洋漁業及び四十八度以南漁業問題、にしんこん獲問題等に関し中央情勢及び道の今後の方針等について説明を聴取の後、川瀬委員（協ク）より、ソ連船のにしん漁業に対し我国として何等かの規制措置はできないものかとの質疑があり、水産部長より答弁。

② 沖野委員（自民）より、目下実施中の沖刺によるにしんの数の子の中に半熟のもの又は死子が非常に多いことから、これらの検査問題について質疑があり、水産製品課次長より答弁。次期委員会は五月六日午前十時開議することとした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 底曳漁業禁止区域改訂（道）案の実施賛成について

余市沿岸漁民代表

(2) 同 右

古平沿岸漁民代表

(3) 底曳漁業禁止区域改訂（道）案の一部修正方（太平洋西部の禁止区域については、青森県尻矢岬より襟裳岬を結ぶ線に拡張）について

鹿部村外十カ町村代表（鹿部村長）

(4) 底曳漁業禁止区域改訂（道）案が実施された場合の経済的影響は重大であるので、これが善処方について

底曳漁業連合会代表

(5) 同 右

稚内底曳業者代表

(6) 同 右

オーツク海域底曳業者代表

(7) 同 右

釧路底曳業者代表

(8) 同 右

小樽市経済委員長

(9) 同 右

底曳漁業関連業者代表

(10) 同 右

全日本海員組合小樽支部代表

(11) 同 右

網走市商工会議所、底曳漁業関連業者（底曳乗組員代表）

者代表

(12) 同 右

紋別市底曳加工業者代表

(13) 底曳船によるにしんこん獲に対する現行規制措置の持続方について

にしんこん獲反対連盟代表

(14) 同 右

利尻町長及び礼文町長

小委員会

○四月十三日

午前十一時十三分、第三委員会において小委員会を開議、午後一時三十五分散会、小委員長 松平武一（自民）

① 本日提示された北海道中型機船底曳網漁業総合対策案を議題とし、高橋（源）（自民）委員より、本案の当小委員会への提示は時期を逸しており議会軽視と考える旨の発言があり、小委員長より、これに対して意見が述べられた後漁業調整課長及び課員より本案について説明を聴取、午後零時四十五分一旦休憩、午後一時二十五分再開の後、高橋（源）（自民）委員より、海区調整委員会その他業者等に対する説明会における経過の説明要求があり、漁業調整課長より説明を聴取。

○四月二十日

午後零時五十二分、第二委員会において小委員会を開議、午後二時四十四分散会、小委員長 松平武一（自民）

① 開議前底曳漁業連合会長、全道底曳業者代表、釧路底曳業者代表、網走紋別底曳業者代表、稚内底曳業者代表、小樽市経済委員長、底曳関連業者代表より、それぞれ中型機船底曳網漁業の禁止区域改訂（道）案の実施は経済的に重大なる影響を及ぼすので善処されたい旨の陳情を聴取。

② 北海道中型機船底曳網漁業総合対策について質疑に入り、川村委員（社）より、底曳禁止区域について戦前、現行、今回改訂予定の三線の変更経緯及びこれに対する見解、改訂せんとする禁止線が共同

漁業権の中に三分の二位入り込んでいる処があるがこれに対する考え方、現在の底曳船根拠地別隻数及び隻数総数の最高時より今日に至る経過、主なる根拠地別漁場と漁獲対象漁種、根拠地別底曳漁場の沿岸漁家世帯数、底曳漁業労働者数及びその出身地別、関連産業の人口並びに地元外労働者中における経営者から従事者となつた者又は経営者の二三男の数、底曳漁業発展策としての北洋開発要綱における具体的資源量、漁場形成、採算制、国際情勢等の見通し、本案実施の場合の操業区域減少面積及び漁獲量減少の推定量、底曳船一隻当り漁獲量の変遷等について、高橋（源）（自民）委員より、底曳船の現在数が昭和二十七年に比べ半減した理由、本案を水産庁へ報告したかどうか、本案の提出時期と議会軽視の問題、底曳漁業の北洋開発における採算制の問題等について質疑及び意見があり、漁業調整課長及び課員より答弁があつて暫時休憩、再開後明日午前十時開議することとした。

○四月二十五日

午前十一時十五分、第二委員室において小委員会を開議、午後零時四十五分散会、小委員長 松平武一（自民）

① 漁業調整課長より、昨日の小委員会における川村（社）高橋（源）（自民）両委員の質疑に対し答弁保留となつていた分についての答弁があつて、午前十一時四十分一旦休憩（休憩中理事者より、本案立案に当つての基本的な考え方を聴取、ついで協議の結果本案に対する小委員会としての結論は留保することとし、各委員よりの主なる意見を報告するにとどめる旨の申し合せを行つた）、午後零時三十五分再開後、高橋（源）（自民）委員より、(1) 本案立案に当つての考え方が一方的に片寄つているように見受けられ、またその内容にも不徹底のものが多数あること、(2) 底曳に転換せしめる計画の北洋開発に関しては資源量、漁場形成、採算制の関係等において具体性に乏

しいこと、(3) 底曳業者及び関連業者多数の生活に重大な影響をきたすことに對し充分意が払われず且つ禁止区域が改訂されても沿岸業者がどの程度の利益を被るかははなはだ疑わしいこと、川村委員（社）より、(1) 本案に對し基本的には妥当と考えるが、その実施により底曳業者のマイナスになる面に対する埋合せ対策を具体的に打ち出すべきであること、(2) 禁止区域線の引き方に再考を要する個所があり、特に太平洋西部より東部に至る線の引き方は妥当性を欠く、すなわち当該海区は本州船の入会海区であり、これらの点も考慮して拡大した線において改訂すべきであること、黒沢委員（社）より、(1) 基本的には本案によりすすむべきであるとは思ふが、関係業者の生活を考え充分納得の行くよう話合の上推進すべきであること等の意見があり、本小委員会の結論については休憩中の協議のように留保することとし、以上の意見のあつたことを報告するにとどめる旨を語り、異議なくそのことに決定。なお二十七日の委員会に先立ち小委員長の報告文について協議会を開くこととした。

文教林務委員会

○四月六日

午前十一時四十二分、第二委員室において開議、午後一時一分散会、委員長 中野定敏（社）

請願、陳情の審査

請願

陳情 ○第四一八号 民有林造林補助金復活交付の件（採択）

○第六九二号 林道開設事業に対し事業費一割道費負担の件

○第六九六号 大沼道立公園を国定公園に昇格の件 (採択)

○第七一〇号 民有林造林事業に対し道費補助の件 (採択)

○第七一五号 治山治水実施機構強化の件 (採択)

○第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件 (保留)

① 福島委員(自民)より、造林、林道事業に対する道費補助の今後の取扱い方及び同問題に関する起債の枠拡大のため中央に折衝する必要性について質疑、林務部長より答弁の後、請願第四百十八号、陳情第六百九十二号、第七百十号は採択とすることに決定。

② 次に陳情第六百九十六号について林務部長、林政課長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、国定公園指定の基準となる面積の制限及び国が指定する場合の要素の有無、国定公園に指定された場合の道費負担の状況について、福島委員(自民)より、大沼が国定公園に指定された場合の産業面における支障の有無について、伊藤(弘)委員(自民)より、国定公園指定の場合の制約と鉦区の許可問題についてそれぞれ質疑があり、林政課長より答弁の後、陳情第六百九十六号は採択とすることに決定。

③ 次に陳情第七百三十九号について林務部長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、道が指定する場合の基礎となるべき条件、規則で示されている基準、地域の産業状態を調査の上、決定すべきである旨、福島委員(自民)より、天売、焼尻の拡大に対するその後の経過及び同地域についても調査しなければ基本的に拡大できないのかどうか、また伊藤(弘)委員(自民)より、同地方では強力に運動が行われており将来拡大することについては賛成である旨、高橋(辰)委員(社)より、道南の小島、大島、奥尻、江差、松前を含めた海岸線一帯を道立公園とする話のその後の経過についてそれぞれ意見及び質疑があり、林務部長、林政課長より答弁の後、陳情

第七百三十九号は保留とすることに決定。

④ 次に陳情第七百十五号について林務部長より説明を聴取、佐野委員(社)より、治山治水に関する計画の提示について、福島委員(自民)より、本年度の緊急造林に対する今後の取扱い方について、岩本委員(自民)より、同問題の緊急性より一応採択して後刻機構を強化する考え方及び人員を早急に増加しなければならない旨それぞれ意見及び質疑があり、林務部長より答弁の後、陳情第七百十五号は採択とすることに決定。

一般議事

① 造林、林道の補助要請問題及び国定公園指定の問題に対する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期日については委員長一任とすることに決定。

② ついで委員長より、開拓、林務両行政の調整問題については、先に農地開拓部長、林務部長、農地開拓、文教林務両委員長の四者会談を行った結果、林務三名、農地開拓三名の計六名とし、これに両委員長を含めた小委員会を設置することに意見が一致し、農地開拓委員会においては岡林(社)、蒔田(自民)、宮北委員長(社)の三委員の人数を終えた経過について述べ、林務、農地開拓で小委員会を設置すること並びにその構成を六名とするこの事後承認について諮り、異議なくそのことに決定、文教林務委員会の小委員に委員長のほか二瓶(協ク)福島(自民)各委員を選出した。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

小委員会

○四月三日

午後三時三十分、第一委員室において青函ずい道建設促進小委員会を開議、午後四時五分散会、小委員長 岩本政一

(自民)

津軽海峡海底トンネル建設促進のため、東北各県を廻り協力を要請してきた経過について開発調査課次長より説明を聴取、大石委員(社)より、東北方面が同問題に対してもつと強力に運動してくれないものかどうかについて、舟木委員(社)より、東北地方と北海道とのトンネル建設促進協議会を設置したいという構想のその後の推移について質疑、開発調査課次長より説明があり、小委員長より、北海道開発公庫に東北方面が加わる問題について北海道の代議士の間で相当の反対もありこの問題とトンネルがからみ合うと困るので充分考える必要がある旨を述べ、大石委員(社)より、中央折衝も必要であるが東北との強力な話し合いはより以上に必要である旨、また、舟木委員(社)より、問題をもう少し圧縮して東北各県に協力を求めるべきである旨それぞれ意見があり、小委員長より、知事、議長会において再度提案し、決議をしてもらうこと及び国会において促進決議案を提案してもらおうよう促進するとともに東北七県の協力を求める段取りもやる必要がある旨を述べた。

○四月十三日

午前十一時、第二委員室において特殊気象地帯農業確立対策小委員会を開議、午後零時三分散会、小委員長 児玉由一(自民)

① 去る四月五日開催された北海道開発審議会農林水産小委員会の審議状況について企画本部長より説明を聴取、二瓶委員(協ク)より、道が今後農林省とどのような打合せをするかについて質疑、企画本部長より答弁、小委員長より、本日の問題は、農家負債整理の促進方法としてその窓口を農林省の対策室にもつていくか、また特殊地帯の地域期成会を作り運動するかの方法等が考えられる旨を述べ、笠井委員(社)より、農家負債整理の対策要綱案作成作業その後の状況について特に負債整理の問題をもつと掘り下げてやつてもらふ態勢を必要とする旨の質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、小委員長より、負債整理及び窓口の問題、道のこれに対するシステム設置の考え方について述べた後、笠井委員(社)より、農林省の対策室が調査のみで終る必配がある旨、また道の資料を中央に持ち込んだ場合受け入れられる方向を示しているのかどうかについて質疑及び意見があり、小委員長、企画本部長より応答、二瓶委員(協ク)より、農林省では同問題法制化の考え方はなく行政的に行うように仄聞しているがその点について、また営農類型の後仕末の措置はどこで行うのか、財政資金のあつせん、地帯別営農類型を決める委員会が同一であるといいが委員会が異なるに困る旨それぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、小委員長より、(1)負債整理の問題については道の資料が整備され次第検討し中央に要請すること、(2)農林省の対策については、早い機会に道、本委員会が上京して説明会を持つこと、(3)道選出国会議員に対しては同問題推進方の要請を行うこと、(4)対策室については、道の資料を提供して調査段階を促進し、三十三年度予算計上の促進をはかることの四点について了承を求めてこれを了承。

② 次に中央折衝の上京委員について諮り、人員は三名とし、人選については小委員長一任とすることに決定。

③ 次に本小委員会の存廃について諮ったが、関係常任委員会が個々に折衝することは結果において好ましくない等の理由からなお存続することとした。

○四月十九日

午前十時十分、第一委員室において未開発地文化厚生事業促進小委員会を開議、小委員長 窪田長松（社）

① 四月六日東京で開かれた未開発地文化厚生事業促進打合せ会の会議経過について開発調査課長より説明を聴取、ついで小委員長より、未開発地文化厚生事業促進に関する中央折衝の経過について配付の報告書によつて報告の後、今後の動向としては開発審議会の文化厚生小委員会の早急開催を要求し、建議案を作成の上総会に諮り政府に建議するように運動して行きたい旨を述べ、村本委員（社）より、開発庁は同問題に対し積極的に行う意思があるのかどうかについて、塚田委員（社）より、①未開発地という定義を決める問題、②補助率を引上げる問題に対する理由等についてあらかじめ案を作成しておく必要がある旨の質疑及び意見があり、開発調査課長、教育委員会委員長、教育長、開拓経営課次長よりそれぞれ答弁があり、②次に小委員長より、本日のお話が終り次第直ちに開発審議会文化厚生労働小委員長に対し、同小委員会を早急に開いて本問題に対する建議案を作成し、これを総会に諮り決定の上政府に建議するように申し入れることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に中央折衝の上京委員を一、二名派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、この措置については、岩田委員長（自民）と相談の上決めることとした。

道南のいか凶漁対策特別委員会

○四月六日

午前十一時四十二分、各派交渉室において開議、午後零時八分散会、委員長 時田政次郎（社）

① 道南のいか凶漁対策に関する就労事業その後の実施経過について漁政課長より説明を聴取、沖野委員（自民）より、道南福島付近における浅海増殖投石事業を適期（九月頃）まで延期することは、就労計画遂行上支障がないかと言ふことについて、岡田委員（社）より、経営資金の問題についてそれぞれ質疑及び意見があり、漁政課長より答弁、なお同問題に関連して天災法の一部改正に対する中央の動きについて漁政課長より説明を聴取、同問題協議のため、午後零時二十分一旦休憩、午後零時五十五分再開。

② 天災法の一部改正問題に対する内容の把握及びいか凶漁対策経営資金折衝の上京委員派遣について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期間については委員長一任とすることとし、次のとおり派遣委員を決定した。

派遣期間 四月十四日より二十三日まで十日間

派遣委員 岡田（社） 沖野（自民） 高橋源（自民） 各委員

なお先の水産委員会において委員長一任と決定していた上京委員は次のとおり決定した。

派遣期間 四月十日より二十三日まで十日間

派遣委員 時田委員長（社）及び松平（自民） 川村（社）の各委員



催予定の第三十六回全国都道府県議会議長会定例会の開催準備について種々協議した。

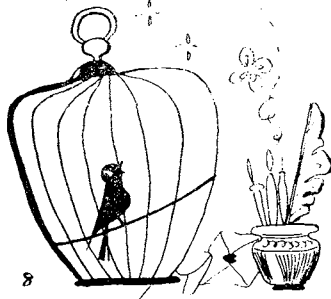
全国都道府県議会議長会

○四月一日 東京都議会にて正副会長会を開催、都道府県議会議員の選挙区の問題について協議した。

○四月八日 東京都議会第四委員会室にて緊急幹事会を開催、都道府県議会議員の選挙区の問題について愛知県議会議長より三月十四日の幹事会で本会の意見として決定した本問題に対する要望事項に関する運動の経過について報告があり、ついで今後の対策について協議し、本要望の貫徹を期するため最善の方法を講ずることとし、臨機の処置は正副会長、地制正副委員長に一任することに決定した。

北海道東北六県議会事務局長会

○四月十七日 北海道東京事務所にて臨時会を開催、本年北海道にて開





一般会計歳入決算額調

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

国 庫 金	寄附金	繰入金	繰越金	雑収入	都 府 県 道 債	その他	昭和30年 度歳入決 算額合計	昭和30年 度歳出決 算額合計	翌年度 繰越額 △印翌年度 繰上充用額
15,047,548	118,051	129,476	970,417	3,555,121	3,519,080	—	42,320,569	40,964,746	1,355,823
3,377,184	23,812	14,840	—	422,759	526,650	—	8,987,144	9,293,914	△ 306,770
3,554,767	77,059	71,920	—	515,577	747,495	—	9,972,659	10,131,279	△ 158,620
3,838,692	73,908	30,260	—	257,214	867,463	—	9,929,025	11,076,132	△ 1,147,107
4,106,688	72,360	35,000	—	600,016	1,014,355	—	11,655,416	12,996,109	△ 1,340,693
3,695,943	93,297	48,452	—	468,199	1,103,400	—	10,169,329	10,656,332	△ 487,003
5,049,766	113,846	223,861	—	564,158	1,212,673	—	14,252,306	15,917,100	△ 1,664,794
17,760,928	40,056	2,957,151	2,865,249	6,577,294	4,704,083	1,062,879	94,565,660	89,179,475	5,386,185
4,250,574	193,973	196,557	1,405,199	2,355,629	651,620	—	18,555,665	17,424,444	1,131,221
3,701,797	90,402	12,120	—	538,877	773,000	—	11,726,853	12,371,100	△ 644,247
3,909,759	—	71,092	60	902,070	736,670	—	11,769,860	11,695,204	74,656
3,090,932	46,483	158,678	771,701	809,271	555,000	—	10,299,989	9,828,800	471,189
3,584,842	74,194	329,691	353,415	747,394	618,790	62,546	11,848,803	11,510,434	338,369
3,290,407	65,349	43,930	348,690	290,399	698,255	—	10,078,644	9,828,381	250,263
2,330,219	54,795	105,092	—	204,142	603,855	5,010	6,463,901	7,047,465	△ 583,564
5,798,634	158,232	216,450	—	507,462	1,056,039	—	15,531,288	16,551,558	△ 1,020,270
5,837,488	364,411	172,670	—	451,086	1,408,700	—	16,590,784	18,183,745	△ 1,592,961
7,741,375	188,061	113,505	659,385	851,009	1,677,142	—	23,790,642	22,875,307	915,335
6,515,262	159,193	—	—	412,468	1,219,425	—	13,434,490	13,834,490	△ 400,000
5,156,075	74,612	—	364,171	1,177,628	1,102,800	—	16,073,719	15,670,653	403,066
4,211,530	448,555	26,541	254,799	362,938	1,010,843	—	11,883,331	11,462,314	421,017
3,228,724	82,599	—	—	302,944	761,728	—	8,634,662	8,538,723	95,939
2,494,055	42,498	11,075	—	263,715	556,500	—	6,888,131	7,018,091	△ 129,960
3,382,111	66,054	13,567	88,794	137,850	667,380	115,033	7,491,852	7,270,246	221,606
6,415,907	32,212	17,000	—	894,038	2,959,185	—	16,928,893	16,875,300	53,593
6,788,028	10,703	—	1,130,758	1,443,298	1,494,919	—	28,509,283	27,179,761	1,329,522
5,953,173	115,342	2,471	—	655,703	3,532,500	—	22,416,269	22,343,176	73,093
2,741,190	41,212	—	71,628	187,804	830,128	—	6,682,437	6,522,054	160,383
7,926,027	257,046	70,772	2,230	444,940	1,113,000	—	13,948,341	13,944,672	3,669
2,903,002	76,635	34,200	108,650	232,741	511,500	—	7,002,581	6,771,062	231,519
5,560,952	226,587	13,854	—	505,275	1,250,271	—	14,970,572	15,384,864	△ 414,292
3,781,103	57,605	158,210	—	281,813	894,910	—	10,897,111	10,861,991	35,120
1,888,421	85,996	100	1,144	150,412	464,675	—	5,053,966	5,051,996	1,970

昭和30年度全国都道府県

府県別	区分	都道府県税	地方譲与税	地方交付税	臨時地方財政特別交付金	たばこ専売特別地方配付金	公営企業及び財産収入	分担金及び負担金	使用料及び手数料
北海道	道	6,777,292	1,119,115	8,506,691	563,603	256,250	364,531	373,686	1,019,808
		1,119,621	389,077	2,416,927	168,264	81,450	76,074	49,287	321,199
		1,088,437	378,802	2,785,993	186,085	85,628	71,353	37,839	371,704
		1,065,483	369,830	2,659,445	185,013	90,331	103,299	51,407	335,870
		1,621,156	429,082	2,830,464	199,732	98,235	49,455	135,383	463,490
山形県	形	1,071,751	379,211	2,517,374	185,776	96,019	9,776	203,894	296,237
		1,901,138	571,290	3,408,374	214,903	91,068	115,692	88,533	697,004
		49,619,831	1,794,769	—	—	—	2,678,796	28,657	4,475,967
		8,059,115	587,603	—	—	—	244,570	42,665	568,160
		2,116,763	537,879	2,760,087	191,765	92,601	335,949	172,281	403,332
茨城県	城	1,615,830	549,306	3,029,616	166,772	104,510	43,582	221,520	418,273
		1,695,461	427,605	2,128,824	126,068	82,879	22,589	57,343	327,155
		2,628,221	509,726	2,065,647	158,333	85,052	150,328	139,488	341,136
		1,734,019	427,419	2,261,435	162,093	81,158	41,325	112,418	521,747
		684,742	209,667	1,669,489	134,669	75,864	11,852	22,281	352,224
長野県	野	2,315,050	535,281	3,347,233	183,111	114,244	129,830	192,801	976,921
		2,833,831	635,795	3,451,322	263,321	140,804	181,010	236,526	613,820
		9,100,212	830,117	2,372,410	164,911	119,985	190,152	44,289	738,089
		2,092,356	358,251	1,724,410	168,632	109,754	33,683	233,010	407,986
		5,083,792	590,661	1,192,718	171,426	134,154	138,765	263,037	623,860
岐阜県	阜	2,155,069	432,064	2,126,534	134,364	91,751	29,353	75,377	523,613
		1,534,532	255,896	1,607,294	134,874	78,591	34,621	154,596	458,263
		1,241,058	255,699	1,521,910	130,577	77,464	45,819	47,459	200,302
		874,920	208,657	1,444,122	132,082	82,198	18,033	61,785	199,266
		4,205,650	417,102	1,176,673	139,816	101,199	215,576	35,796	318,739
大分県	阪	15,247,634	866,722	—	—	—	307,267	474,468	745,486
		7,201,793	789,076	2,860,541	94,822	144,062	222,398	127,510	716,878
		808,204	193,551	1,224,001	116,520	74,527	74,475	1,443	317,754
		1,703,834	272,156	1,476,718	152,804	102,912	130,278	21,549	274,075
		1,271,529	247,659	1,155,221	91,731	69,761	35,318	73,619	191,015
広島県	島	2,978,129	511,472	7,801,874	207,660	107,814	136,951	168,807	500,926
		1,855,412	419,655	2,568,351	155,083	103,162	63,954	139,595	418,258
		485,939	162,332	1,383,031	111,091	84,869	36,334	11,477	188,145
		805,500	284,354	1,835,551	127,696	91,649	5,419	26,821	230,344
		3,020,244	438,228	1,876,333	174,272	109,626	19,949	118,860	533,290
香川県	川	971,591	235,421	1,568,654	139,007	84,542	33,269	35,901	223,638
		733,567	232,966	1,817,971	150,962	87,200	113,737	40,642	210,100
		801,399	234,221	1,917,640	168,158	101,461	7,343	13,467	237,668
		1,497,459	359,804	2,482,509	150,381	100,225	26,150	118,387	383,935
		7,292,880	839,418	2,664,565	277,040	187,100	381,638	341,146	1,082,808
大佐賀県	分	1,260,280	370,079	2,103,382	132,015	89,810	76,426	99,608	393,045
		947,256	240,704	1,499,195	147,457	96,324	22,304	71,169	241,385
		1,721,623	381,286	2,274,972	196,703	117,403	33,295	55,475	356,231
		1,365,679	312,965	1,800,353	151,231	88,196	41,079	77,761	386,724
		1,578,188	491,606	2,636,511	192,959	98,851	112,918	62,917	474,072
全国合計	一都道府県平均	1,208,908	523,470	3,532,532	287,576	163,317	51,656	131,200	408,703
		168,992,378	21,607,049	99,484,907	7,492,158	4,474,000	7,268,371	5,293,140	24,488,665
		3,673,747	469,718	2,162,715	162,873	97,261	158,008	115,068	532,362
		25.06	3.20	14.75	1.11	0.66	1.08	0.79	3.63

一般会計歳出決算額調

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

財産費	統 計 調 査 費	選挙費	公債費	諸支出金	その他	昭和30年 度決算 額合計	昭和29年 度決算 額合計	比 増 減△
80,362	55,049	57,247	1,542,170	1,629,996	171,327	40,964,746	37,547,858	7,416,888
25,264	25,194	19,066	363,109	136,639	378,551	9,293,914	9,031,761	262,153
3,743	15,056	26,244	566,319	449,495	534,116	10,131,279	9,699,447	431,832
9,306	26,465	22,359	583,965	1,171,078	—	11,076,132	10,155,015	921,117
4,979	19,072	16,100	822,039	261,032	980,466	12,996,109	12,351,847	644,262
21,218	23,540	17,376	439,009	809,972	—	10,656,332	10,315,981	340,351
17,661	24,800	31,280	680,091	2,201,434	—	15,917,100	16,081,609	△ 164,509
142,474	101,594	121,143	4,467,528	1,652,685	1,833,183	89,179,475	85,284,458	3,895,017
37,369	30,268	42,585	482,344	586,380	—	17,424,444	16,565,159	859,285
15,030	21,719	18,393	568,756	949,305	—	12,371,100	12,346,932	24,168
5,600	35,536	27,625	625,599	188,354	5,882	11,695,204	11,855,018	△ 159,814
26,837	14,197	19,266	365,531	353,305	435,110	9,828,800	9,811,769	17,031
11,475	33,591	39,910	415,677	330,277	181,174	11,510,434	11,543,048	△ 32,614
6,427	15,201	19,490	566,281	139,342	—	9,828,381	9,704,183	124,198
37,358	11,208	11,799	277,536	699,867	—	7,047,465	7,019,989	27,476
14,291	34,163	33,750	751,953	1,563,061	834,242	16,551,558	17,092,297	△ 540,739
40,574	20,133	50,047	894,580	498,147	1,570,551	18,183,745	18,009,347	174,398
107,905	70,328	26,955	983,018	957,975	—	22,875,307	25,363,145	△ 2,487,838
9,158	34,791	37,339	680,648	574,700	—	13,834,490	16,433,270	△ 2,598,780
7,127	23,779	28,640	584,132	426,909	—	15,670,653	15,753,738	△ 83,085
7,439	19,920	19,691	425,709	327,582	—	11,462,314	11,425,172	37,142
12,431	13,290	9,853	588,345	276,512	—	8,538,723	8,466,102	72,621
7,582	11,949	12,610	306,468	309,886	—	7,018,091	7,251,902	△ 233,811
12,663	22,844	12,610	475,161	49,312	—	7,270,246	7,487,961	△ 217,715
11,442	41,552	43,583	691,873	2,649,581	—	16,875,300	16,049,530	825,770
13,486	48,111	88,472	—	837,956	—	27,179,761	26,453,111	726,650
21,714	60,310	40,467	1,039,707	2,826,226	—	22,343,176	20,311,811	2,031,365
16,229	22,507	12,002	415,038	79,118	9,568	6,522,054	6,502,664	19,390
172,120	12,178	16,443	691,405	236,994	—	13,944,672	15,737,776	△ 1,793,104
6,581	23,275	8,497	278,114	284,753	—	6,771,062	6,546,978	224,084
436,530	22,997	30,375	841,433	876,050	—	15,384,864	15,513,798	△ 128,934
176,217	16,536	22,286	330,500	630,127	—	10,861,991	10,791,369	70,622
6,060	8,240	11,171	318,910	74,056	—	5,051,996	4,995,753	56,243
16,142	10,343	23,689	357,130	296,003	27,894	7,534,571	7,580,529	△ 45,958
25,275	18,097	25,665	909,651	347,345	—	15,063,564	15,397,873	△ 334,309
113,780	18,570	6,542	280,799	364,644	6,192	6,754,465	6,729,237	25,228
39,338	17,685	10,795	570,570	562,572	—	9,293,689	8,607,768	685,921
3,885	9,732	26,566	452,075	115,770	—	7,655,710	8,090,254	△ 434,544
8,167	26,124	15,767	490,985	134,706	498,148	11,152,065	11,165,473	△ 13,408
4,550	46,416	33,099	1,130,805	680,790	—	25,502,907	23,357,114	2,145,793
12,667	12,089	23,417	434,777	522,821	—	10,425,924	10,127,374	298,550
2,435	10,090	13,246	540,748	810,346	—	8,244,381	7,780,556	463,825
2,567	20,217	18,905	398,512	525,901	—	10,017,002	9,693,829	323,173
115,528	10,970	13,130	469,260	247,772	—	9,424,273	9,243,873	180,400
10,361	26,088	18,049	610,641	2,204,319	1,813,863	10,897,551	12,140,433	△ 1,242,882
35,197	17,962	27,878	465,393	1,063,953	1,170,284	14,216,049	13,231,590	984,459
1,914,594	1,203,776	1,251,422	30,224,294	32,915,048	10,450,556	672,443,069	662,645,701	9,797,368
41,622	26,169	27,205	657,050	715,544	227,186	14,618,327	14,405,341	212,986
0.28	0.18	0.19	4.49	4.89	1.55	100.00	—	—

昭和 30 年度全国都道府県

府県別	科 目	議 会 費	都 道 府 費	警 察 費	土 木 費	教 育 費	社 会 及 勞 働 費	保 衛 生 費	産 業 経 済 費
北海道	北 青 森 手 田 宮	165,974	3,879,603	2,708,522	3,434,159	13,779,691	3,131,979	912,395	9,416,272
		45,002	448,151	543,863	1,003,741	3,314,958	928,216	232,330	1,829,830
		52,342	673,372	449,016	818,713	3,805,042	547,780	211,327	1,973,714
		53,192	666,786	521,353	1,515,527	3,702,568	603,958	280,422	1,919,153
		52,324	824,318	827,170	1,645,625	4,194,870	897,392	387,297	2,063,425
山形県	山 福 東 神 千	45,391	365,448	515,306	2,005,714	3,874,600	582,732	271,673	1,634,353
		54,097	1,304,409	766,289	517,130	5,667,612	1,294,311	210,117	3,147,869
		234,266	12,519,719	15,514,316	9,007,367	23,193,140	13,195,487	3,869,093	3,257,480
		107,361	1,963,280	2,177,104	2,194,777	5,966,595	1,286,977	704,019	1,845,335
		43,777	950,766	938,571	1,594,348	5,280,022	516,010	202,621	1,271,782
茨城県	茨 栃 埼 群 山	53,926	737,327	710,091	1,414,394	4,633,176	888,825	358,450	2,010,419
		57,708	559,625	688,629	1,116,179	3,771,676	518,839	261,416	1,640,432
		53,161	1,225,315	833,355	1,042,541	5,070,853	676,158	304,799	1,242,148
		51,096	1,058,880	655,343	1,301,956	3,966,148	551,492	348,851	1,247,874
		42,587	701,137	390,807	921,239	2,517,075	251,146	232,069	953,637
長野県	長 新 愛 三 静	59,349	838,507	747,391	2,376,770	5,841,241	969,351	490,332	1,997,157
		58,595	1,458,671	1,031,555	2,608,696	6,914,921	788,669	387,718	1,860,888
		95,407	1,257,898	2,306,563	4,098,863	8,198,793	1,518,303	780,389	2,472,910
		65,187	879,142	598,543	3,413,698	3,104,722	532,089	315,787	2,938,686
		76,545	1,234,187	1,096,848	2,795,172	6,151,336	677,305	348,727	2,219,946
岐阜県	岐 富 石 福 京	47,221	1,076,310	663,135	2,249,027	3,983,906	533,638	163,880	1,944,856
		45,934	811,316	529,788	1,585,227	2,672,581	375,833	86,677	1,530,936
		39,413	780,050	503,111	1,116,680	2,459,606	426,828	97,259	946,649
		32,035	425,506	385,666	1,753,932	2,033,463	398,798	162,845	1,505,411
		73,120	350,221	1,360,535	3,079,578	4,920,999	875,408	300,898	2,476,510
大分県	大 兵 奈 和 滋	183,319	3,467,055	3,785,579	2,971,315	10,806,761	2,969,570	349,089	1,659,048
		142,050	1,225,762	2,485,177	2,278,227	8,573,562	1,267,412	681,880	1,700,682
		42,741	596,101	361,332	1,389,280	1,976,854	444,878	192,891	963,515
		42,427	897,824	542,370	4,069,165	3,097,250	658,215	157,734	3,350,547
		33,578	207,657	405,191	1,523,138	2,278,479	343,873	139,857	1,238,069
広島県	広 岡 島 島 山	61,592	1,185,169	937,736	2,639,514	5,409,900	987,965	207,264	1,748,339
		57,531	991,546	712,787	1,771,526	3,783,432	756,985	242,869	1,369,649
		37,857	651,172	282,199	854,095	1,748,318	288,953	81,252	639,710
		38,591	815,154	392,451	1,388,969	2,354,598	313,824	130,748	1,369,035
		51,915	1,256,027	886,133	3,748,338	4,696,478	617,507	184,121	2,297,012
香川県	香 徳 高 愛 福	34,421	746,553	428,410	1,061,487	2,374,062	362,545	99,841	856,619
		34,880	638,461	436,291	2,642,202	2,464,600	552,689	200,478	1,123,128
		40,936	747,383	425,286	1,771,623	2,386,569	594,745	205,026	876,114
		48,147	374,275	615,995	2,281,630	3,877,029	662,042	284,767	1,834,283
		177,177	1,455,157	2,196,546	3,472,090	9,910,020	2,308,997	940,449	3,206,811
大佐賀県	大 佐 長 官 熊 鹿	53,697	386,690	574,702	2,183,766	3,545,094	419,549	402,879	1,853,776
		37,680	706,350	428,805	1,331,129	2,456,456	485,063	122,317	1,299,716
		59,663	1,053,627	827,644	1,375,641	4,008,136	608,550	230,715	886,924
		49,119	763,224	557,034	2,238,860	2,689,332	495,823	169,049	1,605,172
		66,623	836,154	719,223	1,062,886	1,140,201	744,489	366,902	1,277,747
合 計	一 都 道 府 県 平 均 額 百 分 比 (%)	56,414	610,498	800,297	1,755,224	5,178,002	1,095,258	271,216	1,668,473
		2,995,368	56,601,783	56,314,058	98,491,161	224,374,727	49,946,456	17,482,735	88,277,091
		65,117	1,230,473	1,224,219	2,141,112	4,877,711	1,085,793	380,059	1,919,067
		0.45	8.42	8.37	14.65	33.37	7.43	2.60	13.13

一般会計歳入予算額調

(昭和32年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

寄附金	繰入金	繰越金	雑収入	都道府県債	その他	昭和31年度最終予算額合計	昭和31年度当初予算額合計	比較増減△
146,998	263,569	1,355,298	3,420,160	3,392,000	—	45,984,857	39,193,408	6,791,449
15,304	95,992	—	327,574	354,000	—	10,172,876	9,032,469	1,140,407
53,709	73,514	—	504,509	1,023,000	—	11,394,121	9,487,069	1,907,052
86,997	40,280	—	509,374	1,860,000	—	11,825,433	9,272,644	2,552,789
58,886	48,225	—	718,964	2,122,000	—	13,744,691	11,053,577	2,691,114
65,250	111,563	—	343,979	1,239,000	—	10,762,639	9,218,743	1,543,896
191,091	267,741	—	562,972	2,886,000	—	17,371,319	13,973,047	3,398,272
143,960	3,738,667	5,403,681	6,815,230	5,642,473	1,582,063	110,839,905	97,301,806	13,638,099
64,476	605,058	1,126,990	1,797,353	603,240	—	19,865,597	17,860,630	2,004,967
100,500	32,054	—	599,591	1,776,900	—	13,517,845	11,681,258	1,836,587
—	133,584	74,656	811,207	862,000	—	13,018,155	11,432,335	1,585,820
50,418	30,010	471,226	576,246	571,000	—	10,347,791	9,763,689	584,102
255,566	266,794	309,005	621,010	508,000	308,158	13,380,763	11,928,840	1,451,923
124,794	138,413	272,063	443,106	625,000	—	11,615,162	9,980,271	1,634,891
65,071	110,845	223,585	253,183	992,000	4,000	7,578,778	5,766,427	1,812,351
109,060	204,227	1	764,077	2,466,750	—	18,127,019	15,655,015	2,472,004
449,188	270,462	307,087	503,233	3,115,000	—	20,611,439	15,870,000	4,741,439
173,994	130,030	904,963	1,173,799	1,521,000	—	27,892,464	22,022,000	5,870,464
183,169	3,268	—	369,106	2,610,700	—	15,821,829	13,778,372	2,043,457
218,665	—	403,066	1,063,678	995,000	—	17,556,562	12,662,770	4,903,792
462,288	—	416,235	458,786	832,000	—	12,731,444	11,211,333	1,520,117
73,463	—	132,799	296,165	874,000	—	9,351,122	7,868,336	1,482,786
18,654	—	—	365,098	655,000	24,480	8,235,092	7,119,771	1,115,321
53,567	30,255	207,435	211,959	615,000	151,443	8,073,372	6,848,603	1,224,769
21,791	20,500	53,593	638,162	961,000	—	14,973,000	41,731,500	241,500
10,270	—	1,329,522	1,516,470	2,477,000	—	33,955,667	30,658,000	3,297,667
70,890	42,566	73,092	592,036	658,000	—	21,518,943	20,058,170	1,460,773
33,444	—	251,594	213,210	916,000	—	7,878,130	7,247,400	630,730
73,896	60,764	366,415	431,857	1,699,000	—	16,377,658	13,934,201	2,443,457
115,477	30,973	231,520	324,538	568,586	—	7,561,289	6,078,920	1,482,369
186,014	15,863	—	658,278	1,521,260	—	16,047,830	13,531,849	2,515,981
227,602	275,143	96,369	649,248	959,000	—	12,373,122	12,116,893	256,229
68,663	100	167,878	159,462	486,669	—	5,796,818	5,452,000	344,818
63,914	9,694	—	318,325	612,450	—	7,925,475	7,315,686	609,789
119,430	968,399	—	505,519	1,830,011	261,416	15,616,513	12,460,492	3,156,021
101,217	6,000	478,256	392,699	767,405	—	8,004,727	6,485,142	1,519,585
59,759	77,678	—	465,580	1,208,000	—	9,914,469	7,738,271	2,176,198
129,527	31,461	576,002	315,305	849,000	—	9,535,084	7,455,525	2,079,559
244,990	61,673	—	331,027	1,110,104	—	11,766,196	9,717,000	2,049,196
214,294	38,279	780,652	1,099,394	3,128,000	—	30,246,401	24,224,815	6,021,586
57,006	10,000	—	969,525	889,800	—	10,815,907	9,817,000	998,907
42,258	3,680	—	295,703	1,683,000	—	8,972,222	8,176,723	795,499
158,047	31,538	319,278	400,434	652,000	—	11,327,062	8,788,741	2,538,321
43,769	11,662	503,558	409,072	777,100	—	10,467,025	9,310,000	1,157,025
102,602	1,916	—	424,951	1,081,000	—	11,830,069	11,109,802	720,267
43,115	18,455	—	551,230	1,672,000	—	15,109,311	12,470,000	2,639,311
5,352,993	8,310,925	16,835,819	35,172,384	64,647,448	2,331,560	757,833,193	648,850,543	108,982,650
116,369	180,672	365,976	764,617	1,405,379	50,686	16,474,635	14,105,447	2,369,188
0.71	1.10	2.22	4.64	8.53	0.31	100.00	—	—

昭和 31 年度全国都道府県

府 県 別	都 道 府 県 税	地 方 税 与 譲	地 方 交 付 税	公 営 企 業 財 産 及 収 入	分 担 金 及 負 担 金	使 用 料 及 手 数 料	国 庫 支 出 金
北海道	7,801,752	1,363,823	9,417,738	238,161	372,959	1,183,581	17,028,818
青森	1,335,044	447,080	3,368,135	136,097	69,052	448,679	3,575,919
岩手	1,182,698	432,929	3,399,911	80,183	102,696	423,229	4,117,743
秋田	1,225,092	413,221	3,098,707	136,130	50,289	369,631	4,035,712
宮城	1,971,319	488,681	3,099,174	65,896	199,401	492,200	4,479,915
山形	1,160,781	415,687	3,095,931	40,310	146,845	360,622	3,782,671
福島	2,114,471	635,342	4,139,090	160,548	303,602	767,453	5,343,009
茨城	59,027,685	584,760	—	3,346,544	200,078	5,360,151	18,994,613
栃木	9,252,438	666,668	—	312,390	184,530	644,228	4,608,226
群馬	2,341,298	608,806	3,132,000	305,158	157,524	491,152	3,972,862
埼玉	1,935,023	610,893	3,544,152	59,647	289,593	501,550	4,195,841
千葉	1,867,074	473,261	2,395,469	41,192	60,677	369,673	3,441,545
茨城	2,991,537	587,210	2,527,169	160,108	209,299	418,038	4,218,869
群馬	1,879,069	475,155	2,964,412	40,407	161,997	631,811	3,858,935
山梨	813,938	233,040	2,075,485	37,760	25,633	323,994	2,420,244
長野	2,708,601	585,400	3,936,261	356,103	242,705	999,889	5,753,945
新潟	3,218,693	706,792	3,980,911	402,916	479,857	715,671	6,461,629
愛知	10,540,000	993,438	1,790,000	355,102	55,772	862,562	9,391,804
三重	2,759,708	404,383	1,810,887	46,661	290,745	492,366	6,850,836
静冈	5,901,975	712,073	1,290,000	153,957	324,071	735,081	5,758,996
岐阜	2,555,662	479,785	2,175,013	71,771	54,978	590,764	4,634,202
富山	1,872,773	284,306	1,777,817	34,137	163,847	512,171	3,329,704
石川	1,421,666	286,314	1,862,475	41,868	112,415	246,797	3,200,025
福井	946,675	228,723	1,745,106	23,539	124,201	230,201	3,505,268
京 都	4,655,855	493,704	1,549,000	288,561	57,031	350,580	5,883,223
大阪	18,806,585	829,780	—	177,063	568,163	939,434	7,301,380
兵 库	9,174,956	949,914	2,377,774	250,198	157,142	716,461	6,455,914
奈 良	926,300	220,000	1,532,500	136,896	32,228	355,794	3,260,164
和 歌 山	1,886,139	317,684	1,801,256	319,267	446,730	316,759	8,657,891
滋 贺	1,550,337	264,257	1,162,468	34,223	75,959	244,609	2,958,342
广 岛	3,395,211	585,885	2,994,228	183,450	217,151	602,482	5,688,008
冈 山	2,248,687	462,148	2,724,230	108,026	184,223	501,195	3,937,251
鸟 取	479,170	167,200	1,855,913	32,032	67,292	231,332	2,081,117
山 口	951,234	313,000	2,358,301	8,656	94,242	257,964	2,937,695
山 西	3,668,521	497,852	1,883,439	105,961	240,134	579,767	4,956,064
香 川	1,100,000	262,000	1,838,120	15,651	142,893	274,752	2,625,734
德 岛	823,878	253,920	3,036,310	142,861	122,981	274,847	3,448,655
高 知	864,078	257,789	2,559,115	20,713	18,483	271,904	3,641,707
爱 媛	1,941,012	408,532	2,652,872	39,531	204,056	458,898	4,313,501
福 冈	8,481,846	1,015,213	2,612,484	431,407	338,435	1,250,891	10,855,506
大 分	1,340,350	409,082	2,633,814	85,009	96,242	445,761	3,879,318
佐 贺	1,049,005	273,815	1,959,646	43,396	84,271	301,233	3,235,765
长 崎	1,866,171	414,322	2,762,085	41,979	101,598	443,635	4,135,975
宫 崎	1,591,421	327,823	2,177,747	43,527	110,190	436,915	4,034,241
熊 本	1,849,393	556,200	3,235,207	324,697	128,607	562,509	3,562,987
鹿 儿 岛	1,302,364	588,552	4,539,560	66,716	115,695	494,729	5,716,895
全 国 合 計	198,777,725	22,989,442	116,871,912	9,546,405	7,986,962	28,483,954	240,528,664
一 都 道 府 県 平 均 額	4,321,255	499,705	2,540,694	207,530	173,630	619,218	5,228,884
百 分 比 (%)	26.23	3.03	15.42	1.26	1.05	3.76	31.74

一般会計歳出予算額調

(昭和32年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	その他	昭和31年度最終予算額合計	昭和30年度決算額合計	比較増減△
337,785	33,596	101,484	1,872,767	1,599,619	5,000	1,861,011	45,984,857	40,964,746	5,020,111
58,269	20,742	41,048	477,029	280,827	12,000	370,855	10,172,876	9,093,914	878,962
7,585	21,809	31,841	684,721	414,951	3,000	642,242	11,394,121	10,131,279	1,262,842
10,425	8,070	29,405	744,241	1,374,130	15,000	—	11,825,433	11,076,132	749,301
9,362	9,989	44,742	931,441	279,832	15,000	1,340,693	13,744,691	12,996,109	748,582
49,040	17,031	26,256	644,282	693,203	6,056	—	10,762,639	10,656,332	106,307
75,860	12,812	38,223	914,691	2,230,644	10,000	—	17,371,319	15,917,100	1,454,219
194,348	55,719	114,283	5,418,175	2,605,548	100,000	2,330,963	110,839,905	89,179,475	21,660,430
42,600	12,249	44,259	632,851	978,975	30,000	—	19,865,597	17,424,444	2,441,153
15,435	11,344	34,894	999,246	916,094	15,000	—	13,517,845	12,371,100	1,146,745
17,872	25,836	36,566	699,002	245,380	6,000	4,299	13,018,155	11,695,204	1,322,951
41,312	7,145	30,038	510,268	272,959	20,000	776,345	10,347,791	9,828,800	518,991
18,519	24,527	59,524	540,481	427,339	15,000	205,677	13,380,763	11,510,434	1,870,329
10,683	8,045	48,097	691,645	310,247	8,800	—	11,615,162	9,828,381	1,786,781
22,035	7,226	20,555	394,197	742,778	10,000	37,219	7,578,778	7,047,465	531,313
26,474	25,389	44,635	1,029,986	1,549,185	30,000	794,932	18,127,019	16,551,558	1,575,461
47,324	8,226	43,656	1,206,662	372,552	10,000	1,647,047	20,611,439	18,183,745	2,427,694
68,988	51,816	57,892	2,509,915	1,610,343	60,000	—	27,892,464	22,875,307	5,017,157
9,239	27,608	29,402	2,358,803	680,145	9,900	—	15,821,829	13,834,490	1,987,339
28,451	11,591	40,211	678,940	485,408	30,000	—	17,556,562	15,670,653	1,885,909
12,806	11,539	30,703	556,335	376,915	15,000	—	12,731,444	11,462,314	1,269,130
15,346	8,480	29,942	830,700	183,182	12,000	—	9,351,122	8,538,723	812,399
21,651	8,798	19,680	409,113	242,961	5,000	—	8,235,092	7,018,091	1,217,001
13,622	17,521	17,256	669,741	80,390	10,000	—	8,073,372	7,270,246	803,126
36,538	31,812	37,979	1,085,429	470,173	12,000	—	14,973,000	15,384,864	△ 411,864
44,772	20,938	76,308	—	3,210,890	30,000	—	33,955,667	27,179,761	6,775,906
13,633	40,187	63,760	1,083,670	904,314	40,000	—	21,518,943	22,343,176	△ 824,233
59,772	21,547	19,272	567,387	100,545	12,000	11,713	7,878,130	6,522,054	1,356,076
185,036	8,357	26,255	1,268,022	246,432	20,000	—	16,377,658	13,944,672	2,432,986
12,998	19,222	21,227	328,830	208,570	20,000	—	7,561,289	6,771,062	790,227
66,330	12,331	45,638	1,036,443	780,832	7,186	—	16,047,830	16,875,300	△ 827,470
324,541	7,922	33,525	608,852	635,137	20,000	—	12,373,122	10,861,991	1,511,131
8,909	5,285	19,704	437,917	85,981	2,000	—	5,796,818	5,051,996	744,822
27,342	4,963	39,922	453,329	385,115	2,000	36,023	7,925,475	7,534,571	390,904
39,334	8,107	35,930	1,549,759	1,202,286	10,000	—	15,616,513	15,063,564	552,949
284,809	14,538	21,896	400,392	375,193	5,000	23,553	8,004,727	6,754,465	1,250,262
16,836	12,600	18,375	737,441	927,235	500	—	9,914,469	9,293,689	620,780
5,300	5,044	25,065	655,039	249,963	5,000	—	9,535,084	7,655,710	1,879,374
17,235	19,262	28,889	784,051	221,752	5,000	330,442	11,766,196	11,152,065	614,131
9,107	10,427	67,073	2,244,518	745,794	50,000	—	30,246,401	25,502,907	4,743,494
14,561	5,379	24,008	681,415	586,152	20,000	—	10,815,907	10,425,924	389,983
4,707	5,572	18,785	761,473	1,147,180	10,000	—	8,972,222	8,244,381	727,841
7,547	11,061	33,509	514,889	217,405	20,000	—	11,327,062	10,017,002	1,310,060
123,770	6,286	26,170	642,840	358,762	10,000	16,744	10,467,025	9,424,273	1,042,752
35,166	16,905	35,147	886,099	2,089,276	10,000	1,771,576	11,897,069	10,897,551	932,518
100,553	6,695	64,768	689,942	917,378	10,000	1,137,622	15,109,311	14,216,049	893,262
2,593,327	741,548	1,797,797	43,822,969	35,019,972	773,474	13,338,956	757,833,193	672,443,069	85,390,124
56,377	16,121	39,082	952,673	761,304	16,815	289,977	16,474,635	14,618,328	1,856,307
0.34	0.10	0.24	5.78	4.62	0.10	1.76	100.00	—	—

昭和31年度全国都道府県

区 分 府県別	議 会 費	都 道 府 庁 費	警 察 費 消 防 費	土 木 費	教 育 費	社 会 及 労 働 費 施 設 費	保 衛 生 費 健 康 費	産 業 費 経 済 費
北 海 道	137,140	4,065,787	2,715,302	4,589,291	14,558,780	3,495,628	982,459	9,629,208
青 島 市	50,784	163,896	570,953	1,126,424	3,660,134	893,010	319,628	2,127,245
岩 手 県	44,911	626,689	524,529	1,098,019	4,232,475	593,023	259,612	2,208,714
秋 田 県	48,865	841,868	515,427	1,669,828	4,001,938	599,092	209,172	1,757,972
宮 城 県	54,612	710,626	829,277	2,009,411	4,346,498	850,956	424,091	1,889,161
山 形 県	42,432	275,436	573,677	1,709,257	4,058,061	568,341	314,057	1,785,512
福 島 県	56,979	1,217,883	810,652	844,840	6,121,011	4,015,194	215,712	806,818
東 奈 良 県	245,861	14,661,285	16,180,946	18,174,186	26,902,004	14,597,776	4,978,072	4,280,239
神 奈 川 県	110,599	2,139,876	2,429,779	2,388,715	6,612,445	1,668,880	581,443	2,192,926
千 葉 県	53,282	810,754	1,012,519	1,850,671	5,439,224	558,553	338,326	1,462,503
茨 城 県	50,266	945,502	797,336	1,708,112	5,121,459	957,993	338,740	2,063,792
栃 木 県	52,607	610,179	704,448	1,137,564	3,971,259	548,286	253,936	1,411,445
埼 玉 県	57,766	1,205,758	936,526	1,436,744	5,581,279	735,404	367,508	1,768,711
群 馬 県	57,888	1,056,710	711,388	1,581,786	4,274,740	625,556	261,377	1,968,200
山 梨 県	43,868	666,661	379,309	972,379	2,691,142	260,015	169,001	1,162,393
長 野 県	64,959	812,300	819,622	2,652,856	6,330,636	1,028,107	402,239	2,515,699
新 潟 県	64,843	1,248,446	1,064,612	4,295,985	7,323,174	867,419	325,338	2,086,155
愛 知 県	107,718	1,258,035	2,444,818	4,774,092	9,030,245	2,190,094	1,038,951	2,689,557
三 重 県	53,840	544,783	698,794	3,190,636	4,362,499	572,759	385,992	2,897,429
静 岡 県	62,868	1,174,280	1,170,241	3,281,868	6,556,952	871,928	617,603	2,546,221
岐 阜 県	51,147	1,047,207	635,376	2,447,423	4,482,682	604,004	175,020	2,285,207
富 山 県	48,167	789,185	548,861	1,808,615	2,996,090	371,386	113,053	1,596,115
石 川 県	39,027	700,523	532,222	1,347,764	2,824,584	586,844	118,701	1,378,224
福 井 県	28,654	501,501	395,477	1,952,856	2,144,498	384,239	184,238	1,673,379
京 都 府	74,624	381,353	1,790,565	2,574,255	5,114,469	850,296	264,844	2,248,663
大 阪 府	189,361	3,972,361	4,965,522	3,903,582	12,429,281	2,819,087	471,040	1,822,525
兵 庫 県	118,021	1,081,104	2,694,538	2,371,950	9,264,527	1,259,002	670,106	1,914,131
歌 山 県	36,469	479,333	407,271	2,081,069	2,313,404	493,845	206,897	1,067,606
和 歌 山 県	41,541	979,778	601,367	4,612,387	3,258,135	705,274	163,896	4,261,178
滋 賀 県	30,853	194,879	441,167	1,495,381	2,476,088	440,745	168,460	1,702,869
広 島 県	72,217	1,325,771	972,389	3,151,735	5,700,073	1,011,548	213,643	1,651,694
岡 山 県	57,212	1,227,024	766,107	1,844,035	4,202,681	828,764	316,890	1,500,432
鳥 取 県	39,820	700,527	269,950	1,062,503	1,876,091	321,104	91,462	875,565
島 根 県	40,742	832,576	389,201	1,393,029	2,567,583	322,539	152,795	1,278,316
山 口 県	54,551	1,263,777	887,453	3,046,330	5,019,530	494,277	199,496	1,805,683
香 川 県	40,408	840,144	493,400	1,216,738	2,577,750	402,143	119,873	1,188,890
徳 島 県	31,320	701,679	481,452	2,666,899	2,554,495	555,062	141,272	1,069,303
高 松 県	39,990	793,211	439,503	2,335,510	2,570,550	704,909	250,017	1,455,983
愛 媛 県	44,294	237,695	640,510	2,369,261	4,164,092	676,450	297,022	1,930,241
福 岡 県	96,776	2,345,346	2,266,570	4,495,405	10,954,597	2,610,287	614,685	3,735,816
大 分 県	50,076	1,081,846	602,957	1,968,659	3,760,712	370,864	325,026	1,324,252
佐 賀 県	33,607	675,776	434,768	1,357,416	2,726,790	470,265	152,038	1,173,845
長 崎 県	51,264	968,040	897,476	2,232,156	4,267,762	779,088	253,389	1,073,476
宮 崎 県	48,241	823,408	569,615	2,487,315	2,987,896	502,766	221,043	1,642,169
熊 本 県	54,769	828,499	757,415	1,361,747	1,254,216	828,182	360,624	1,532,448
鹿 児 島 県	59,539	670,518	834,961	1,979,697	5,582,874	942,553	302,027	1,810,184
全 国 合 計	2,934,778	60,479,813	60,606,248	120,056,381	245,247,405	56,833,537	19,338,814	94,248,174
一 都 道 府	63,800	1,314,779	1,317,527	2,609,921	5,331,465	1,235,512	420,409	2,048,873
県 平 均 額	0.39	7.98	8.00	15.84	32.36	7.50	2.55	12.44
百 分 比 (%)								

一般会計歳入予算額調

(当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

寄附金	繰入金	繰越金	雑収入	都府県債	その他	昭和32年度予算額合計	昭和31年度予算額合計	比較増減△
103,987	388,155	100	3,842,661	1,545,000	—	45,044,966	39,193,408	5,851,558
10,930	1,878	—	402,627	390,000	—	9,963,588	9,032,469	931,119
12,751	72,700	—	443,204	391,000	—	10,496,896	9,487,069	1,009,827
81,351	12,230	—	425,956	401,000	—	10,379,911	9,272,644	1,107,267
10,090	27,802	1	421,381	310,000	—	11,411,075	11,053,577	357,498
36,959	159,469	—	310,906	591,000	—	10,049,724	9,218,743	830,981
132,415	234,654	—	315,575	566,000	—	14,903,103	13,973,047	930,056
232,899	3,587,383	—	5,613,285	6,770,000	2,799,000	110,551,000	97,301,806	13,249,194
58,113	330,796	404,680	1,808,287	372,000	—	19,151,373	17,860,630	1,290,743
57,112	49,080	—	691,253	340,000	—	12,197,264	11,681,258	516,006
—	151,561	100,000	984,382	433,000	—	14,006,631	11,432,335	2,574,296
42,990	—	266,826	439,614	274,000	—	10,186,069	9,763,689	422,380
75,725	341,323	87	612,379	386,000	268,186	13,081,616	11,928,840	1,152,776
78,527	138,500	1	326,221	385,000	—	10,160,110	9,980,271	179,839
32,692	135,000	—	238,886	212,000	4,000	6,083,912	5,766,427	317,485
71,157	283,990	1	652,137	489,000	—	15,894,667	15,655,015	239,652
56,954	256,440	—	405,163	470,000	—	17,337,000	15,870,000	1,467,000
118,742	107,200	700,000	792,700	967,000	—	23,956,000	22,022,000	1,934,000
329,177	—	—	492,620	783,000	—	14,662,487	13,778,372	884,115
123,891	16,000	10,000	695,017	430,000	—	15,396,047	12,652,770	2,743,277
288,050	—	148,000	380,284	553,000	—	12,806,000	11,211,333	1,594,667
40,501	6,570	37,000	215,841	352,000	—	8,860,107	7,868,336	991,771
15,519	13,184	—	339,859	254,000	—	7,551,398	7,119,771	431,627
24,385	14,275	1	131,489	193,000	137,939	7,379,899	6,848,603	531,296
19,721	12,001	129,000	678,950	364,000	—	14,339,000	14,731,500	△ 392,500
744	1,000	—	1,585,023	1,614,000	—	32,498,000	30,658,000	1,840,000
29,789	6,520	1	823,007	498,000	—	21,684,387	20,058,170	1,626,217
4,886	979	1	384,058	491,000	—	7,154,500	7,247,400	△ 92,900
49,241	39,320	—	381,002	596,000	—	13,521,437	13,934,201	△ 412,764
75,584	30,000	10,000	234,468	361,000	—	6,474,198	6,078,920	395,278
111,272	29,535	94,220	553,130	535,524	—	15,007,958	13,531,849	1,476,109
145,699	61,921	147,855	445,229	863,000	—	13,522,471	12,116,893	1,405,578
68,050	100	104,325	156,705	199,000	—	5,946,036	5,452,000	494,036
39,107	8,522	1	293,621	310,000	—	7,761,096	7,315,686	445,410
67,914	1,594	—	376,319	624,253	224,375	13,015,693	12,460,492	555,201
27,801	3,000	1	379,688	331,000	—	7,061,000	6,485,142	575,858
48,749	111,221	—	180,603	378,000	—	8,138,164	7,738,271	399,893
79,475	20,083	100	253,432	366,000	—	8,294,337	7,455,525	838,812
30,172	40,000	—	303,703	828,332	—	11,015,000	9,717,000	1,298,000
281,986	39,371	619,755	1,058,401	1,046,000	—	28,218,779	24,224,815	3,993,964
23,731	5,000	—	192,094	432,700	—	9,280,000	9,817,000	△ 537,000
11,601	—	—	242,519	437,000	—	7,163,000	8,176,723	△ 1,013,723
92,848	23,380	53,235	432,762	444,000	—	11,006,608	8,788,741	2,217,867
39,768	64,982	6,000	353,155	496,000	—	9,355,000	9,310,000	45,000
56,532	1,916	—	650,779	452,000	—	11,147,167	11,109,802	37,365
10,382	14,731	—	470,289	399,000	—	13,005,000	12,470,000	535,000
3,349,969	6,843,366	2,831,191	31,510,664	29,922,809	3,433,500	706,119,674	648,850,543	57,269,131
72,825	148,769	61,548	685,014	650,496	74,461	15,350,428	14,105,447	1,244,981
0.47	0.97	0.40	4.46	4.24	0.49	100.00	—	—

印刷終了後全議事務局より下記の通り正誤訂正方通知ありましたので訂正いたします。

正 誤 表

昭和32年度全国都道府県一般会計歳入予算額調

誤	区 分		国庫支出金	雑 収 入	昭和32年度 予算額合計	比較増減
	都 道	府 県				
	秋	田	4,052,271	425,956	10,379,911	1,107,267
	全 国 合 計		228,333,766	31,510,664	706,119,674	57,269,131
	一都道府県平均額		4,968,778	685,014	15,350,428	1,244,781

正	区 分		国庫支出金	雑 収 入	昭和32年度 予算額合計	比較増減
	都 道	府 県				
	秋	田	4,156,075	425,152	10,487,911	1,210,207
	全 国 合 計		228,427,570	31,529,860	706,222,674	57,372,131
	一都道府県平均額		4,966,034	682,777	15,352,667	1,227,220

昭和32年度全国都道府県一般会計歳出予算額調

誤	区 分		公 債 費	昭和32年度 予算額合計	比較増減
	都 道	府 県			
	秋	田	982,394	10,379,911	1,107,267
	全 国 合 計		46,150,488	706,119,674	57,269,131
	一都道府県平均額		1,003,271	15,350,428	1,244,781

正	区 分		公 債 費	昭和32年度 予算額合計	比較増減
	都 道	府 県			
	秋	田	1,085,394	10,487,911	1,210,267
	全 国 合 計		46,253,488	706,222,674	57,372,131
	一都道府県平均額		1,025,510	15,352,667	1,247,220

昭和 32 年度全国都道府県

府 区 分 県 別	都 道 税	地 方 税 譲 与 税	地 方 税 交 付 税	公 営 企 業 財 政 収 入	分 担 金 及 分 担 金	使 用 料 及 手 数 料	国 庫 金 支 出 金
北海道	8,794,679	1,706,054	10,683,288	223,360	347,097	1,239,015	16,171,570
北 青 森	1,248,288	437,218	3,048,598	112,744	61,139	451,341	3,698,825
岩 手	1,286,731	425,009	3,366,380	72,015	60,524	421,065	3,945,517
秋 田	1,306,618	427,021	3,098,707	102,338	62,726	409,693	4,052,271
宮 城	2,000,000	530,000	3,165,000	122,262	126,186	480,317	4,218,036
山形	1,284,809	439,511	2,958,700	70,004	138,864	378,308	3,681,194
福 島	2,018,944	629,900	4,545,149	108,227	372,180	830,836	5,149,223
東 奈 賀	60,841,491	1,039,492	—	3,473,650	108,159	5,840,864	20,244,777
神 奈 川	9,408,053	661,866	—	657,429	229,603	702,127	4,518,419
千 葉	2,394,000	608,806	3,174,000	343,956	176,447	501,449	3,861,161
茨 城	2,101,427	744,462	4,035,590	52,728	470,072	532,099	4,401,310
栃 木	1,948,815	572,389	2,663,246	36,298	97,318	378,661	3,465,912
埼 群 馬	3,041,482	625,453	2,847,259	79,275	258,307	462,274	3,983,866
山 梨	1,979,292	464,134	2,652,813	19,091	142,192	735,213	3,239,126
	829,996	233,701	1,953,770	21,724	10,924	339,415	2,071,804
長野	2,683,000	555,000	4,350,000	121,632	209,816	1,043,132	5,435,802
新 愛 知	3,463,993	776,530	4,420,000	202,056	345,774	797,574	6,142,516
三 重	11,270,000	1,095,163	50,000	126,563	29,535	939,435	7,659,662
静 岡	3,049,586	492,000	2,146,910	118,947	254,781	392,598	6,602,868
	6,713,163	748,194	750,000	139,685	199,357	756,803	4,813,937
岐阜	2,850,309	588,377	2,547,488	26,449	31,289	728,195	4,664,559
富 山	2,141,373	297,586	2,013,000	24,464	169,993	520,359	3,041,420
石 川	1,510,868	295,467	2,025,717	30,127	95,137	254,267	2,717,253
福 井	1,130,515	291,950	1,960,756	14,800	96,225	241,361	3,143,203
京 都	4,757,000	492,000	1,400,000	196,240	91,578	352,459	5,846,051
大 阪	19,500,000	629,000	—	271,401	481,283	1,019,328	7,396,221
兵 庫	9,631,335	996,370	2,269,321	178,339	118,010	713,054	6,420,641
和 歌 山	950,038	262,000	1,750,000	76,721	28,050	405,346	2,801,421
滋 賀	2,106,672	382,559	2,053,409	160,056	346,818	326,060	7,079,400
	1,507,744	292,874	1,318,267	41,943	75,745	243,340	2,283,233
広 島	3,694,984	621,893	3,093,782	157,367	126,310	623,312	5,366,629
岡 山	2,775,361	578,402	3,095,000	195,754	216,546	521,489	4,476,215
鳥 取	578,549	217,354	2,110,291	28,999	50,611	242,742	2,189,310
島 根	1,000,712	323,000	2,430,524	16,681	94,894	281,642	2,962,392
山 口	3,673,961	587,337	1,810,529	111,435	185,482	615,269	4,737,225
香 川	1,050,000	320,000	2,193,000	14,606	144,944	290,481	2,301,479
德 島	919,189	246,951	2,533,592	82,637	78,027	282,075	3,277,120
高 知	850,195	267,010	2,973,916	17,085	11,696	294,946	3,160,399
愛 媛	2,004,926	408,532	2,594,830	29,326	164,742	480,801	4,129,636
福 岡	9,741,365	1,056,927	2,130,000	278,178	344,322	1,336,683	10,285,791
大 分	1,356,350	409,082	2,529,100	52,009	98,193	452,902	3,728,839
佐 賀	1,081,620	255,282	1,856,712	24,735	49,255	329,892	2,874,384
長 崎	2,060,673	466,461	2,808,329	48,258	77,533	484,601	4,014,528
宮 崎	1,620,000	437,347	2,227,217	50,541	80,492	480,625	3,498,873
熊 本	1,916,499	610,000	3,117,488	244,033	73,001	578,410	3,446,509
鹿 兒 島	1,361,404	573,868	4,391,277	34,607	97,987	518,216	133,239
全 国 合 計	209,536,009	25,119,532	119,147,955	8,611,675	7,229,164	30,250,074	228,333,766
一 都 道 府	4,555,131	546,077	2,590,173	187,210	157,156	657,610	4,963,778
県 平 均 額							
百分比(%)	29.68	3.56	16.87	1.22	1.02	4.28	32.34

一般会計歳出予算額調 (当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調 (単位千円)

財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	予備費	その他	昭和32年度予算合計	昭和31年度予算合計	比較増減△
223,954	26,074	16,957	2,438,515	1,546,863	5,000	69,882	45,044,966	39,193,408	5,851,558
45,359	20,604	4,346	526,575	207,315	5,000	10,977	9,963,588	9,032,469	931,119
4,531	21,076	2,750	889,527	179,647	3,000	408,531	10,496,896	9,487,069	1,009,827
10,681	6,423	836	982,394	172,974	15,000	—	10,379,911	9,272,644	1,107,267
8,438	7,390	2,329	1,242,012	133,837	10,000	—	11,411,075	11,053,577	357,498
69,986	16,834	1,473	897,302	177,197	7,000	—	10,049,724	9,218,743	830,981
19,512	10,962	31,020	1,333,801	434,224	20,000	—	14,903,103	13,973,047	930,056
86,737	50,926	15,239	6,096,571	2,794,889	130,000	1,919,844	110,551,000	97,301,806	13,249,194
39,833	12,010	3,942	495,808	961,740	30,000	—	19,151,373	17,860,630	1,290,743
18,328	9,540	1,930	938,202	214,192	15,000	—	12,197,264	11,681,258	516,006
13,401	25,558	1,090	872,387	257,475	10,000	6,607	14,006,631	11,432,335	2,574,296
46,553	5,799	2,137	550,361	163,752	10,000	589,463	10,186,069	9,763,689	422,380
18,598	23,692	2,119	630,982	396,978	20,000	359,780	13,081,616	11,928,840	1,152,776
8,485	7,113	1,635	839,853	140,499	8,800	—	10,160,110	9,980,271	179,839
20,025	7,783	992	403,301	127,864	10,000	18,764	6,083,912	5,766,427	317,485
31,720	25,897	2,315	1,336,075	489,413	20,000	688,716	15,894,667	15,655,015	239,652
32,685	6,250	2,016	1,560,590	304,689	10,000	14,672	17,337,000	15,870,000	1,467,000
139,988	46,081	3,144	1,820,900	936,102	60,000	—	23,956,000	22,022,000	1,934,000
8,295	27,042	1,815	962,480	265,307	15,000	—	14,662,487	13,778,372	884,115
10,078	8,134	2,524	921,947	485,179	30,000	—	15,396,047	12,652,770	2,743,277
18,231	10,583	1,827	774,905	331,333	15,000	—	12,806,000	11,211,333	1,594,667
14,898	6,977	685	801,424	143,636	10,000	—	8,860,107	7,868,336	991,771
15,465	5,227	866	515,879	85,829	5,000	—	7,551,398	7,119,771	431,627
21,989	16,462	1,241	776,497	55,141	10,000	—	7,379,899	6,848,603	531,296
6,312	29,215	2,380	1,174,267	440,370	12,000	—	14,339,000	14,731,500	△ 392,500
48,420	19,063	7,164	—	2,328,169	30,000	—	32,498,000	30,658,000	1,840,000
14,351	37,521	3,440	1,548,854	651,898	40,000	—	21,684,387	20,058,170	1,626,217
26,241	20,696	551	501,517	72,268	12,000	31,179	7,154,500	7,247,400	△ 92,900
129,686	5,850	2,160	820,207	140,324	20,000	—	13,521,437	13,934,201	△ 412,764
12,306	18,049	1,224	363,620	171,700	20,000	—	6,474,198	6,078,920	395,278
11,726	12,907	2,095	1,194,071	305,944	10,000	—	15,007,958	13,531,849	1,476,109
87,100	13,812	2,969	765,812	545,917	20,000	—	13,522,471	12,116,893	1,405,578
9,921	4,033	1,261	499,879	76,371	2,000	—	5,946,036	5,452,000	494,036
19,807	4,658	1,049	469,675	345,782	2,000	13,945	7,761,096	7,315,686	445,410
19,646	6,389	25,518	1,176,201	279,589	10,000	—	13,015,693	12,460,492	555,201
19,185	14,054	1,206	492,847	296,309	5,000	40,176	7,061,000	6,485,142	575,858
8,558	11,744	705	932,669	62,742	500	—	8,138,164	7,738,271	399,893
8,189	14,136	887	824,710	126,779	5,000	—	8,294,337	7,455,525	838,812
8,427	16,840	1,190	801,688	219,324	5,000	100,000	11,015,000	9,717,000	1,298,000
8,025	8,753	6,937	1,439,395	437,605	50,000	—	28,218,779	24,224,815	3,993,964
16,250	4,338	1,234	598,590	94,947	10,000	—	9,280,000	9,817,000	△ 537,000
7,325	4,276	897	777,575	104,427	10,000	—	7,163,000	8,176,723	△ 1,013,723
7,429	11,631	1,211	664,124	251,933	20,000	—	11,006,608	8,788,741	2,217,867
60,227	14,505	2,137	819,260	168,825	15,000	22,058	9,355,000	9,310,000	45,000
16,872	15,527	1,794	799,092	2,120,430	10,000	1,619,889	11,147,167	11,109,802	37,365
8,805	4,679	1,468	878,147	97,745	10,000	578,297	13,005,000	12,470,000	535,000
1,482,578	697,203	174,205	46,150,488	20,345,473	792,300	6,492,780	706,119,674	648,850,543	57,269,131
32,230	15,157	3,787	1,003,271	442,293	17,224	141,148	15,350,428	14,105,447	1,244,981
0.21	0.10	0.02	6.54	2.88	0.11	0.92	100.00	—	—

昭和 32 年度全国都道府県

科 目 別	府 別	議 会 費	都 道 府 費	警 防 費	土 木 費	教 育 費	社 会 及 施 設 費	保 衛 生 費	産 業 費
北海	道	121,832	4,349,990	2,894,710	3,656,319	15,506,749	3,499,532	839,919	9,848,670
青森	道	51,740	176,550	568,484	1,327,246	3,700,728	878,453	287,573	2,152,638
岩手	道	40,865	493,772	480,167	921,726	4,170,425	572,443	229,229	2,079,207
秋田	道	45,573	870,817	498,547	1,332,729	3,900,239	559,663	183,728	1,800,307
宮城	道	52,015	699,449	754,237	1,437,270	4,230,942	808,791	346,386	1,677,979
山形	道	40,919	270,279	536,623	1,472,136	4,023,638	575,950	263,345	1,697,042
福島	道	58,331	1,143,373	776,911	2,975,597	5,945,816	1,134,378	218,846	800,332
茨城	道	277,346	13,224,098	16,694,045	18,698,110	26,991,626	13,612,058	5,676,051	4,283,460
栃木	道	120,178	2,255,577	2,490,092	2,047,652	7,112,202	1,337,007	558,163	1,687,169
群馬	道	50,934	742,452	924,183	1,664,632	5,475,857	493,213	324,281	1,324,520
埼玉	道	54,985	1,374,947	772,293	2,249,304	4,946,489	1,018,629	353,930	2,049,536
千葉	道	55,624	608,808	663,232	1,250,933	4,158,999	574,688	273,141	1,232,579
東京	道	55,425	1,230,000	928,893	1,120,515	5,696,508	808,358	337,431	1,452,337
神奈川	道	57,556	1,086,746	657,679	1,027,048	4,151,689	566,538	267,714	1,338,755
新潟	道	43,822	650,402	382,697	656,293	2,568,680	267,056	171,095	755,138
富山	道	59,031	710,973	779,916	1,852,893	6,193,508	996,156	399,188	2,303,866
石川	道	69,018	1,281,929	1,029,083	2,653,704	7,353,787	794,546	312,466	1,911,565
福井	道	101,292	1,358,063	2,399,722	3,552,448	9,024,307	1,707,491	825,240	1,981,222
山梨	道	54,846	596,843	666,497	4,372,706	4,215,287	588,271	272,213	2,705,885
長野	道	64,091	1,227,699	1,149,457	1,802,419	6,759,642	739,093	368,824	1,826,960
岐阜	道	54,651	1,154,873	780,080	2,126,708	4,556,056	618,617	167,199	2,195,937
愛知	道	50,333	830,090	540,249	1,443,318	3,231,802	383,014	102,671	1,300,930
三重	道	39,997	738,892	536,212	1,115,635	2,773,456	490,258	107,310	1,121,370
滋賀	道	27,638	364,764	371,504	1,817,302	2,018,770	354,093	168,711	1,375,787
京都	道	73,293	359,833	1,573,984	2,531,492	4,886,592	798,613	246,616	2,204,033
大阪	道	166,589	3,373,796	4,893,438	3,969,348	12,469,230	2,852,795	411,446	1,928,542
奈良	道	118,293	1,131,323	2,604,338	2,395,294	9,414,744	1,147,716	546,655	2,029,960
和歌山	道	37,289	524,086	365,718	1,941,720	2,152,234	455,906	135,767	877,328
徳島	道	42,748	936,025	590,497	3,590,299	3,158,309	675,552	137,129	3,272,661
香川	道	33,283	182,446	428,454	1,091,514	2,461,162	399,187	156,895	1,134,298
高松	道	69,692	1,287,655	998,559	2,644,384	5,860,944	970,054	197,196	1,442,641
愛媛	道	65,398	1,267,442	854,529	2,449,763	4,620,202	874,116	354,968	1,600,443
高知	道	42,634	708,839	281,427	1,069,710	1,964,400	316,011	93,505	876,045
鳥取	道	41,675	812,127	397,503	1,297,410	2,681,418	307,966	135,779	1,230,572
島根	道	56,215	1,252,262	878,046	2,495,687	4,640,538	491,240	194,414	1,489,948
山口	道	37,623	862,437	430,079	1,005,237	2,518,706	388,418	100,337	849,386
徳島	道	31,574	656,109	451,908	1,894,166	2,643,299	532,406	116,210	795,574
高松	道	38,488	645,267	448,095	1,502,540	2,630,992	655,327	276,381	1,118,046
愛媛	道	45,496	206,143	617,414	2,419,999	4,001,055	676,848	283,699	1,611,877
福岡	道	100,886	2,422,765	2,369,697	4,346,350	10,832,403	2,538,764	563,863	3,093,336
大分	道	46,147	894,298	560,204	1,745,383	3,626,882	348,034	137,650	1,196,043
佐賀	道	33,360	688,559	455,013	971,986	2,456,413	417,832	143,255	1,092,082
長崎	道	49,742	982,867	896,963	1,909,632	4,283,529	681,629	247,928	997,990
熊本	道	42,634	677,977	557,502	1,827,369	2,901,735	502,110	253,480	1,490,181
鹿儿岛	道	53,695	861,759	761,854	1,046,279	1,248,012	839,462	357,026	1,395,476
鹿児島	道	56,869	588,385	844,687	1,722,474	5,458,094	904,974	318,919	31,457
合 計		2,931,665	58,763,786	60,535,422	108,442,469	245,528,095	51,153,336	18,463,772	84,166,102
一 都 道 府		63,732	1,277,474	1,315,987	2,357,445	5,337,567	1,112,029	401,386	1,829,698
県 平 均 額		0.42	8.32	8.57	15.36	34.77	7.24	2.62	11.92
百 分 比 (%)									

県特別会計決算額調

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

翌年度繰越額	会計数	左の内各府県共通的な会計設置状況 (設置団体○印)					
		母子福祉事業費	災害救済基金	病院費	競争事業費	印刷所費	学実習校費
364,565	17	○	—	○	○	○	—
7,645	4	○	○	○	—	—	—
4,899	5	○	—	—	○	—	—
53,192	5	○	○	—	—	—	—
22,354	9	○	—	—	—	○	—
14,176	10	○	○	○	○	—	○
41,227	17	○	—	○	○	○	○
△ 1,778,565	6	○	—	—	○	—	—
414,210	13	○	○	—	○	—	—
4,251	17	○	○	○	○	—	○
30,729	12	○	○	○	○	○	—
630,659	8	○	○	—	○	—	—
70,949	14	○	○	—	○	—	—
△ 55,041	8	○	○	—	○	—	—
159,229	10	○	○	—	—	—	○
58,885	7	○	○	—	—	○	—
306,592	11	○	○	—	○	—	—
76,808	14	○	○	—	○	○	—
△ 241,564	7	○	—	—	—	○	—
217,457	6	○	—	○	—	○	○
75,464	9	○	○	○	—	—	○
14,244	10	—	○	○	—	—	—
5,839	7	○	○	○	—	—	—
18,442	16	○	○	○	○	—	—
12,188	7	○	—	○	○	—	—
704,972	12	○	○	○	—	○	—
452,697	19	○	○	○	○	○	—
10,551	6	○	—	—	○	—	—
29,804	12	○	○	○	○	○	—
19,792	8	○	○	○	○	○	—
95,377	18	○	○	○	○	○	○
36,756	19	○	○	—	○	○	○
34,695	11	○	○	○	—	○	○
19,032	18	○	○	○	○	○	○
46,769	10	○	—	○	○	○	—
41,366	8	○	○	○	○	○	○
451,698	16	○	○	○	○	○	○
23,569	10	○	○	○	○	○	○
△ 46,480	13	○	○	○	○	○	○
75,155	15	○	○	—	○	○	○
30,720	6	○	○	○	—	—	—
3,910	6	○	○	○	○	○	—
9,901	10	○	○	—	○	○	○
△ 352,557	12	○	○	○	○	○	○
△ 12,954	6	○	—	○	○	○	○
67,883	10	○	—	○	○	○	○
2,271,490	494						
44,380	11						

昭和30年度全国都道府

府県別	科目	歳入			歳出		
		繰入金	その他	計	繰出金	その他	計
北海道	道森手田城	464,713	5,059,622	5,524,335	118,610	5,041,160	5,159,770
		11,872	262,966	274,838	14,840	252,353	267,193
		16,650	195,640	212,290	1,920	205,471	207,391
		39,873	681,137	721,010	30,260	637,558	667,818
		36,248	255,049	291,297	35,000	233,943	268,943
山形県	形島京川葉	45,674	448,237	493,911	42,790	436,945	479,735
		208,985	1,453,047	1,662,032	231,071	1,389,734	1,620,805
		349,082	30,768,281	31,117,363	846,963	32,048,965	32,895,928
		144,770	3,966,876	4,111,646	494,252	3,203,184	3,697,436
		80,074	2,614,350	2,694,424	216,322	2,473,851	2,690,173
茨城県	城木玉馬梨	36,396	714,648	751,044	71,091	649,224	720,315
		50,008	960,909	1,010,917	44,218	336,040	380,258
		100,845	3,018,504	3,119,349	329,691	2,718,709	3,048,400
		132,819	1,024,979	1,157,798	31,787	1,181,052	1,212,839
		11,311	1,449,437	1,460,748	105,092	1,196,427	1,301,519
長野県	野湯知重岡	75,181	750,005	825,186	91,450	674,851	766,301
		127,805	2,375,418	2,503,223	112,064	2,084,567	2,196,631
		135,032	1,912,230	2,047,262	113,505	1,856,949	1,970,454
		102,659	2,088,771	2,191,430	—	2,432,994	2,432,994
		200	446,994	447,194	—	229,737	229,737
岐阜県	阜山川井都	83,988	393,757	477,745	—	402,281	402,281
		19,033	857,341	876,374	375	861,755	862,130
		52,074	210,250	262,324	23,096	233,389	256,485
		48,000	1,155,965	1,203,965	24,853	1,160,670	1,185,523
		87,100	1,479,369	1,566,469	159,500	1,394,781	1,554,281
大分県	阪庫良山賀	27,666	2,716,378	2,744,044	175,262	1,863,810	2,039,072
		160,785	3,508,856	3,669,641	139,853	3,077,091	3,216,944
		13,471	644,323	657,794	40,660	606,583	647,243
		77,245	2,482,302	2,559,547	70,772	2,458,971	2,529,743
		7,000	976,761	983,761	27,700	936,269	963,969
広島県	島山取根口	112,611	624,569	737,180	9,132	632,671	641,803
		308,810	561,044	869,854	33,210	799,888	833,098
		10,427	350,458	370,885	100	336,090	336,190
		23,828	351,061	374,889	3,572	352,285	355,857
		12,829	644,149	656,978	3,855	607,354	610,209
香川県	川島知媛岡	7,500	372,115	379,615	3,200	335,049	338,249
		13,596	2,628,927	2,642,523	17,285	2,173,540	2,190,825
		3,564	823,808	827,372	31,599	772,204	803,803
		17,200	327,792	344,992	8,982	382,490	391,472
		80,542	940,932	1,021,474	178,072	768,247	946,319
大佐長宮熊鹿	分賀崎崎本島	28,000	293,650	321,650	62,460	228,470	290,930
		84,429	345,226	429,655	4,945	420,800	425,745
		10,758	313,931	324,689	4,715	310,073	314,788
		70,128	683,051	753,179	8,132	1,097,604	1,105,736
		1,722,708	2,500,047	4,222,755	3,327	4,232,382	4,235,709
合 計	一都道府県平均額	8,723	390,512	399,235	19,890	311,462	331,352
		5,252,212	87,033,694	92,295,886	3,984,473	86,039,923	90,024,396
		114,396	1,892,036	2,006,432	86,619	1,870,433	1,957,052

県特別会計予算額調

(昭和32年3月31日現在最終予算)

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

重 要 会 計 別 内 訳							
電 氣 業 費	学 校 実 習 費	林 野 費	転 貸 資 金	用 品 達 費	道 路 整 備 費	中 小 企 業 振 興 資 金	そ の 他
118,634	—	1,782,500	346,810	455,000	—	8,300	1,962,325
72,681	—	—	—	—	—	5,600	412,685
315,394	—	—	—	203,183	—	7,777	88,916
439,628	48,325	—	—	—	—	2,600	49,749
120,342	—	190,935	3,611	—	—	4,850	69,742
—	14,982	14,279	23,941	184,705	—	9,560	69,636
—	138,411	—	—	—	15,391	5,583	665,424
—	—	—	—	1,567,264	—	—	32,753,480
1,465,483	—	62,600	187,604	—	153,810	32,742	4,030,125
—	—	32,370	—	—	—	2,005	1,051,332
—	—	56,886	—	219,926	—	9,000	233,970
477,000	—	—	—	—	25,597	8,057	79,532
42,952	—	3,516	—	—	—	17,100	321,637
—	—	67,408	—	—	—	18,754	751,795
1,088,271	2,901	—	211	—	—	8,260	1,203,821
—	—	75,860	—	—	—	10,600	410,750
1,661,450	—	—	—	—	—	8,588	410,442
1,799,578	44,053	—	—	—	116,000	176,997	358,588
—	19,571	134,895	6,145	—	59,005	14,400	2,149,657
—	—	—	14,400	—	63,500	59,390	563,936
—	21,474	—	99,436	—	—	—	—
—	10,068	—	18,701	—	—	21,200	347,196
492,053	46,998	—	—	—	—	9,050	180,434
—	—	—	—	—	—	89,871	63,637
15,202	—	14,731	—	18,730	—	82,347	709,199
—	—	—	—	105,000	—	22,776	538,264
—	—	—	171,000	—	—	90,453	3,349,202
—	9,987	28,818	—	68,471	27,791	19,000	2,046,816
—	—	—	—	—	—	—	49,494
100,105	—	—	102,346	700,345	12,969	8,001	703,778
—	—	—	—	82,473	—	20,120	35,456
—	8,501	—	—	—	—	—	667,367
—	12,778	12,455	—	97,918	—	13,320	764,334
529,313	14,220	—	—	20,488	—	3,500	13,079
502,116	12,930	33,582	55,255	6,494	—	2,600	164,849
52,807	—	—	—	48,871	—	8,000	443,643
—	—	—	5,682	—	—	7,800	58,808
424,256	40,381	78,966	—	—	—	8,350	43,870
32,408	—	33,146	—	266,288	—	8,400	90,605
—	—	27,051	12,299	—	—	14,000	25,261
153,380	—	—	—	—	—	30,630	258,544
—	—	227,203	—	80,744	—	1,170	23,668
—	—	—	—	—	28,870	7,812	8,020
—	6,295	32,666	24,486	193,910	20,542	—	47,683
2,740,645	16,593	40,284	—	16,513	862	5,403	59,015
26,000	13,861	—	—	211,275	—	2,508	3,695,204
—	—	—	—	—	—	3,900	346,127
12,669,668	482,329	2,950,201	1,071,927	4,547,598	524,337	890,374	62,371,095
275,428	10,485	64,135	23,303	98,861	11,399	19,356	1,355,893

昭和 31 年度 全国 都道府

府 県 別	区 分	特別会計の総額		左 の 内				
		会 計 数	歳 予 算 額	母子福祉 事業費	災 害 救 助 基 金	競 走 費 事業費	病 院 費	印刷所費
北 海 道	青森手田城	20	6,432,690	51,000	—	1,378,524	290,547	39,000
		9	808,901	13,721	8,272	—	395,942	—
		8	1,763,396	18,236	—	29,314	1,100,576	—
		7	765,770	12,570	11,321	—	201,577	—
		11	431,907	20,370	—	—	—	22,057
山 形 県	福島京川葉	12	647,357	21,035	1,289	39,251	268,679	—
		19	1,902,475	15,109	—	516,070	526,530	19,957
		8	46,123,633	84,844	—	11,718,045	—	—
		19	8,480,964	19,600	12,293	2,516,707	—	—
		20	3,613,157	13,701	600	2,428,717	84,432	—
茨 城 県	栃木玉馬梨	15	1,234,068	33,271	141	527,509	122,106	31,259
		11	760,656	20,980	458	149,032	—	—
		16	3,756,925	18,853	3,958	3,348,909	—	—
		10	1,077,888	14,119	1,518	224,293	—	—
		13	2,417,252	14,460	2,301	—	97,027	—
長 崎 県	野潟知重岡	11	2,339,095	29,556	1,122	—	132,377	17,380
		14	3,719,854	17,357	2,303	359,257	962,276	—
		19	2,185,885	46,513	5,525	1,339,389	—	39,257
		10	2,274,911	14,540	—	—	—	18,414
		11	844,292	20,207	—	—	61,714	18,135
岐 富 県	阜山川井都	12	623,261	26,156	2,143	—	197,797	—
		14	968,060	17,868	45,312	—	176,345	—
		8	387,038	14,014	10,891	136,356	72,269	—
		18	970,311	11,954	463	—	117,685	—
		8	1,886,552	20,034	—	1,101,000	99,478	—
大 阪 府	兵庫良山賀	15	4,170,614	30,000	43,740	—	456,634	29,585
		23	4,789,689	32,680	10,682	1,689,597	812,704	43,143
		6	666,677	27,150	170	589,863	—	—
		15	2,147,982	25,629	—	469,403	—	25,406
		10	1,269,633	18,660	2,836	1,091,746	8,573	9,769
広 島 県	島山取根口	19	1,016,030	22,845	1,677	100,746	192,375	22,519
		21	1,025,666	37,587	2,435	50,895	—	33,944
		12	712,330	10,198	1,020	—	114,512	6,000
		20	873,454	10,170	107	—	74,549	10,802
		11	888,773	25,469	—	189,992	101,518	18,473
香 川 県	高知媛岡	9	418,117	25,150	1,062	80,050	223,557	16,008
		17	791,704	14,739	6,409	—	161,483	13,250
		12	924,597	16,498	1,000	246,790	212,204	17,258
		9	125,509	31,385	1,686	—	—	13,827
		18	1,092,926	20,830	1,336	628,206	—	—
大 分 県	分賀崎崎本島	8	445,908	19,540	680	—	92,903	—
		8	353,376	11,273	5,536	137,429	143,235	11,201
		13	371,130	16,896	28,652	—	—	—
		14	3,419,526	19,831	1,032	21,723	469,691	27,964
		8	3,983,492	30,100	4,544	—	—	—
鹿 児 島 県	鹿	10	536,723	20,617	—	25,342	124,574	16,163
全 国 合 計		601	126,440,154	1,507,315	224,515	31,134,155	7,995,869	520,771
一 都 府 道 府 県 平 均 額		13	2,748,699	22,985	4,881	676,829	173,823	11,321

県特別会計予算額調

(当初予算)

全国都道府県議会議長会事務局調

(単位千円)

重 要 会 計 別 内 訳							
印刷所費	電気事業費	学校実習費	林 野 費	転貸資金	日用調達費	中小企業 振興資金	そ の 他
39,518	90,422	—	1,388,852	38,464	462,000	—	2,086,414
—	157,930	—	—	—	—	7,110	427,096
—	1,105,600	—	—	—	202,000	10,217	136,674
—	288,299	52,620	—	—	—	6,076	82,294
22,566	38,790	—	171,275	—	—	5,257	115,695
—	1,107,667	8,752	21,939	4,993	146,600	11,970	49,059
19,315	—	42,278	—	—	—	12,068	644,743
—	—	—	—	—	1,663,111	—	36,182,139
—	1,293,337	—	31,919	156,916	—	55,373	4,136,488
—	40,000	29,500	33,977	—	—	5,955	1,092,073
27,398	—	—	36,506	—	239,728	13,423	459,424
—	696,574	—	—	—	—	12,350	84,198
—	380,000	—	2,201	—	—	24,168	286,189
—	—	—	47,161	—	—	19,316	1,231,372
—	300,678	2,830	—	308	—	8,260	835,240
17,080	2,231,510	—	48,285	—	—	64,041	664,825
—	—	41,166	—	—	—	25,680	1,911,524
35,109	—	20,707	113,949	—	—	171,700	475,278
19,460	—	—	—	—	—	23,551	3,354,380
19,708	—	19,654	—	—	—	84,052	442,538
—	—	10,583	—	—	—	30,972	364,419
—	726,966	32,412	—	—	—	25,100	281,203
—	—	—	—	—	—	104,619	54,333
—	180,401	—	16,361	—	17,785	80,305	1,080,402
—	—	—	122,000	—	120,000	30,700	438,000
30,496	—	—	—	14,786	—	150,453	3,250,044
—	—	10,436	22,175	—	64,254	40,000	2,005,022
—	—	—	—	—	—	8,042	55,282
20,621	95,790	—	—	16,380	691,554	10,071	572,544
5,000	—	—	—	—	80,000	13,520	35,896
25,861	—	9,114	830	—	—	48,812	312,218
31,439	—	14,836	11,616	—	110,201	18,431	532,421
6,100	553,759	16,080	—	—	23,350	10,894	18,196
10,522	582,132	9,992	—	9,933	6,805	4,301	208,815
19,325	71,779	—	—	—	53,066	12,700	266,535
12,544	—	—	—	10,490	30,000	7,585	36,435
12,500	1,533,359	40,201	133,813	—	55,795	8,000	39,740
16,868	1,044,620	—	51,006	—	223,788	11,001	138,495
13,650	1,154,888	—	—	2,836	—	20,000	32,604
—	200,000	—	—	—	—	41,858	1,120,423
—	—	—	239,650	—	81,471	2,493	22,328
11,156	—	—	—	—	—	9,060	27,471
—	—	5,587	15,675	14,536	243,538	10,000	1,061,521
15,180	—	14,838	55,087	—	18,511	5,603	4,302,291
—	172,985	13,930	—	—	340,454	5,002	3,694,567
16,330	—	32,290	—	—	—	4,031	64,203
447,746	14,047,486	427,806	2,564,277	269,642	4,874,011	1,284,120	74,713,051
9,734	305,380	9,300	55,745	5,862	105,957	27,916	1,624,197

昭和32年度全国都道府

府県別	科目	特別会計の総額		左 の 内			
		会計数	歳出予算額	母子福祉事業費	災害救助基金	競走事業費	病院費
北海道	道森手田城	20	5,665,210	40,760	—	1,293,780	225,000
		10	916,817	9,260	2,001	—	313,420
		8	2,690,191	16,632	—	41,937	1,177,131
		8	666,856	11,970	2,991	—	222,606
		10	377,283	23,700	—	—	—
山形県	形島京川葉	12	1,676,931	22,073	262	38,051	265,565
		17	1,689,464	14,171	—	414,686	542,203
		8	47,799,966	53,140	—	9,901,376	—
		15	7,870,676	16,772	12,976	2,166,895	—
		21	4,189,717	13,951	400	2,838,369	85,492
茨城県	城木玉馬梨	14	1,476,485	35,850	113	501,420	162,623
		11	967,617	20,240	484	153,771	—
		14	3,618,667	21,100	3,089	2,901,920	—
		10	1,615,870	10,187	1,672	306,162	—
		14	1,262,017	12,492	2,207	—	100,002
長野県	野湯知重岡	11	3,318,325	26,057	1,020	—	165,507
		13	2,353,873	19,311	442	355,750	—
		16	1,990,050	38,193	443	1,134,671	—
		12	3,534,407	17,490	—	—	119,526
		12	691,982	23,954	—	—	102,076
岐阜県	阜山川井都	12	613,825	31,276	391	—	176,184
		14	1,329,607	17,037	2,329	—	244,560
		7	366,929	20,776	5,721	111,280	70,200
		17	1,499,584	10,441	447	—	113,442
		8	1,871,100	11,400	—	1,051,500	97,500
大分県	阪庫良山賀	15	4,020,659	21,100	45,161	—	508,619
		19	4,153,632	46,581	8,996	1,579,899	376,269
		8	606,854	24,500	169	518,861	—
		14	1,946,180	21,641	—	511,579	—
		10	1,188,136	17,735	1,336	1,015,582	9,067
広島県	島山取根口	20	713,224	23,210	1,395	100,724	191,060
		16	833,265	43,078	2,531	68,712	—
		12	750,747	12,410	2,442	—	107,516
		19	936,055	10,170	5,341	—	88,044
		11	762,240	22,538	—	220,284	96,013
香川県	川島知媛岡	9	377,875	30,200	1,140	80,050	169,431
		16	1,965,561	14,652	6,465	—	121,036
		12	1,983,735	17,890	1,000	218,845	260,222
		10	1,570,722	24,862	1,745	—	320,137
		15	2,003,136	38,767	410	601,678	—
大佐長宮熊鹿	分賀崎崎本島	8	548,491	24,898	300	—	177,351
		8	343,396	11,910	1,120	135,423	147,256
		14	1,376,109	17,503	7,749	—	—
		13	4,790,736	16,646	1,633	21,333	339,614
		9	4,268,935	40,150	1,847	—	—
全国合計	平均額	580	135,524,638	1,037,140	127,768	28,351,351	7,380,240
		13	2,946,188	22,546	2,777	616,334	160,440

第二十六通常国会の展望

第二十六通常国会は、昨年十二月二十日招集され百五十一日間の会期を終え、五月十九日その幕を閉じた。

今次国会中、鳩山内閣から石橋内閣に代り、さらに岸内閣と二度にわたる政変があつたが会期の全般を通じて従来の国会にしばしば見られたような混乱もなく、与野党話し合いにより問題の解決に当り、国会運営の正常化という面で注目されるものがあつた。

今次国会に政府より提出した法律案は百五十八件、うち成立したものは百四十五件であり、内容的には一千億減税に伴う税法の改正案等国民生活に直接影響のあるものが多く、また中小企業団体系案等経済関係法律案も数多くあつたことも一つの特色であつた。

地方関係法案も減税に伴う税法改正案等が主であり、地方交付税改正法案をめぐつて地方団体、与野党地方行政委員が一致してその税率一・五%の引上げの修正を図つたが、ついにその実現をみなかつた。また第二十四国会から継続審査になつていた地方公務員法等の一部を改正する法律案はついに審議未了に終つた。なお地方団体多年の要望であつた地方公営企業金融公庫法及び水道法は成立した。

一 承認された条約

条約 番号	件	承認	
		衆議院	参議院
一	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求める件	三、一四	三、二七
二	航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求める件	三、二六	三、一五

三	日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件	三、二六	三、一五
四	日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件	三、二六	三、一五
五	日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件	三、二六	三、一五
六	日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件	四、一二	四、一九
七	日本とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件	四、一二	四、一九
八	千九百四十六年十二月二日ワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件	四、二七	五、一五
九	北太平洋のつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件	四、二七	五、一六
一〇	国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件	五、一五	五、一七
一一	日本国とノルウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件	五、一七	五、一六
一二	関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定の受諾について承認を求めるの件	五、一七	四、一九
一三	貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件	五、一七	四、一九
一四	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件	五、一七	五、一六
一五	千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件	五、一六	五、一五
一六	日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件	五、一六	五、一五
一七	千九百五十二年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件	五、一五	五、一七
一八	日本国とイランとの文化協定の批准について承認を求めるの件	五、一六	五、一五

一九	特殊核物資の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件	五、一五	五、一七
二〇	特殊核物資の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表として行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件	五、一五	五、一七

二 承認案（四件）

- 放送法第三十七条第二項の規定に基き国会の承認を求めるの件（承認第一号）
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件（承認第二号）
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支所の設置に關し承認を求めるの件（承認第三号）
- 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件（承認第四号）

三 承諾案（六件）

- 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）
- 昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）
- 昭和三十一年度特別予算総則第十條に基き使用総調書
- 昭和三十一年度特別会計予算総則第十一條に基き使用総調書
- 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その1）
- 昭和三十一年度特別合計予備費使用総調書（その1）

四 議決案（十一件）

- 国有財産法第十三條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（議決第一号）
- 公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（議決第八号）ほか九件

五 予算案（十一件）

- 昭和三十一年度一般会計予算補正（第一号）
- 昭和三十一年度特別会計予算補正（特第一号）
- 昭和三十一年度一般会計予算補正（第二号）
- 昭和三十一年度特別会計予算補正（特第二号）
- 昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第一号）
- 昭和三十一年度一般会計予算
- 昭和三十一年度特別会計予算
- 昭和三十一年度政府関係機関予算
- 昭和三十一年度特別会計予算補正（特第一号）
- 昭和三十一年度特別会計予算補正（特第二号）
- 昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第一号）

六 決議案（十二件）

- 可決されたもの
 - フィリッピン共和国大統領ラモン・マグサイサイ氏等の遭難につき弔意表明に關する決議案（三木武夫ほか四名提出）（第五号）
 - 教員養成機関の改善と充実並びに理科教育及び自然科学研究の振興に關する決議案（坂田道太ほか四十二名提出）（第七号）
 - 青函隧道実現に關する決議案（三木武夫ほか六名提出）（第六号）
- 否決されたもの（三件）
 - 衆議院解散要求に關する決議案（浅沼稻次郎ほか三名提出）（第一号）
 - 松浦勇相不信任決議案（浅沼稻次郎ほか四名提出）（第八号）
 - 岸内閣不信任決議案（浅沼稻次郎ほか四名提出）（第十一号）
- 撤回されたもの（二件）
 - 英国の水爆実験中止を要望する決議案（浅沼稻次郎ほか五名提出）（第二号）
 - 決算委員長青野武一君解任決議案（生田宏一ほか六名提出）（第十二号）
- 審議未了となつたもの（四件）
 - 南極観測隊激励及び宗谷救援のソ米両国政府に対する感謝決議案（浅沼稻次郎ほか六名提出）（第三号）
 - 消費者米価値上げ反対決議案（浅沼稻次郎ほか六名提出）（第四号）

3 沖縄及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案（三武木夫ほか四名提出）（第九号）

4 九州地方開発促進に関する決議案（小沢佐重喜ほか十九名提出）（第十号）

七 法律案

提出区分	法律案数	成立	継続審査		否決議決不要撤回審査未了
			衆議院	参議院	
内閣	一五八（四）	一四五（九）	五（〇）	三（一）	一一（一）
衆議院議員	五〇（五）	一五（五）	二二（〇）	二	（三）（六）
参議院議員	一七（〇）	三	（一）	八（六）	一
計	二二五（五）	一六三（四）	二八（三）	二三（七）	三二（三）（六）

備考 カッコ内の数字は前国会よりの継続法律案数。

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布	
			月日	法律番号
一	昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	二、一五二、二〇		一
二	租税特別措置法の一部を改正する法律	二、一五二、二〇		二
三	厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案	議決不要		
四	船員保険特別会計法の一部を改正する法律案	議決不要		
五	昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	三、四三、七		三

六	日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限に関する法律の一部を改正する法律	三、三一四、五	五二
七	開拓融資保証法の一部を改正する法律	四、五四、六	五四
八	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	三、二〇三、二六	五
九	就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	一九
一〇	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	四、一七四、二〇	七〇
一一	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	三、二九三、三一	一五
一二	産業投資特別会計法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三四
一三	所得税法の一部を改正する法律	三、二九三、三一	二七
一四	法人税法の一部を改正する法律	三、二九三、三一	二八
一五	とん税法	三、三一三、三一	三七
一六	特別とん税法	三、三一三、三一	三八
一七	国立学校設置法の一部を改正する法律	三、二九三、三一	三一
一八	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	四、五四、一五	六六
一九	印紙税法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	二九
二〇	捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	四、一〇四、一五	六二
二一	外務省設置法の一部を改正する法律	三、二七三、三〇	一〇

二二	資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	一七
二三	学校給食法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二〇
二四	特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律	三、二〇三、三〇	一二
二五	輸出検査法	四、五五、二	九七
二六	防衛庁設置法の一部を改正する法律	四、二六四、三〇	八五
二七	自衛隊法の一部を改正する法律	四、二六五、一〇	九九
二八	雇用審議会設置法	四、一〇四、一五	六一
二九	労働省設置法の一部を改正する法律	三、二五三、二九	九
三〇	理科教育振興法の一部を改正する法律	三、二九四、五	五三
三一	失業保険法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	四五
三二	行政機関職員定員法の一部を改正する法律	四、六四、一〇	五九
三三	昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律	三、二九三、三一	一四
三四	特別とん譲与税法	四、一九四、二四	七七
三五	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	四、二六五、二	九四
三六	社会教育法の一部を改正する法律	四、二六五、二	九五
三七	私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律	三、二九三、三一	一八

三八	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	三、三一三、三一	四一
三九	公衆衛生修学資金貸与法	四、九四、一五	六五
四〇	結核予防法の一部を改正する法律	四、九四、一五	六三
四一	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律	三、二九四、一	五〇
四二	臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律	三、二〇三、三〇	一三
四三	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	五、一八五、二七	二三
四四	日本住宅公団法の一部を改正する法律	三、二七四、一	五一
四五	トランプ類税法	五、一八六、一四	一七三
四六	地方税法の一部を改正する法律	四、九四、一〇	六〇
四七	科学技術庁設置法の一部を改正する法律	四、一七四、二三	七六
四八	租税特別措置法	三、二九三、三一	二六
四九	国民貯蓄組合法の一部を改正する法律	三、一八三、三一	三〇
五〇	公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律	五、一八五、二八	一三九
五一	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	四、九四、一五	六四
五二	信用保証協会法の一部を改正する法律	三、二九三、三一	二一
五三	国有鉄道運賃法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二四

五四	国土調査法の一部を改正する法律	五、一五五、二〇	一一三
五五	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二二
五六	関税定率法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	三九
五七	関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	四〇
五八	児童福祉法の一部を改正する法律	四、二二四、二五	七八
五九	厚生省設置法の一部を改正する法律	三、二九三、三一	三二
六〇	国有財産特殊整理資金特別会計法	五、一五五、二〇	一一六
六一	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止その他の日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律	三、二九四、二六	八一
六二	日本科学技術情報センター法	四、二四四、三〇	八四
六三	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	三、二七三、三〇	一一
六四	国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法	五、一五五、二〇	一一五
六五	北海道開発公庫法の一部を改正する法律	四、二六四、二七	八二
六六	法務省設置法の一部を改正する法律	四、一七四、二二	七五
六七	港湾法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二五
六八	地方交付税法の一部を改正する法律	五、一八五、二七	一三〇
六九	公営企業金融公庫法	三、二一四、二七	八三

七〇	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	三、一三三、二七	七
七一	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	四、六四、一六	六七
七二	揮発油税法	四、六四、六	五五
七三	地方道路税法の一部を改正する法律	四、六四、六	五六
七四	特定多目的ダム建設工事特別会計法	三、三一一、三一	三六
七五	特定土地改良工事特別会計法	四、一七四、二〇	七一
七六	中小企業の資産再評価の特例に関する法律	五、一七五、二八	一三八
七七	国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律	三、一八四、一	四八
七八	生糸製造設備臨時措置法	五、一七五、二八	一四〇
七九	輸出保険法の一部を改正する法律	四、五五、二	九六
八〇	道路整備特別措置法の一部を改正する法律	四、一九四、二五	八〇
八一	高速自動車国道法	四、一九四、二五	七九
八二	住宅金融公庫法の一部を改正する法律	三、二九四、一	四九
八三	開拓官農振興臨時措置法	四、五四、六	五八
八四	土地改良法の一部を改正する法律	四、一七四、二〇	六九
八五	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	五、一九六、一一	一五四

八六	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	五、一八六、一	一五六
八七	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	五、一八六、一	一五七
八八	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	五、一九六、一	一五三
八九	裁判所法等の一部を改正する法律案	衆院継続	
九〇	特定多目的ダム法	三、三一三、三一	三五
九一	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	五、一九六、一	一五五
九二	簡易生命保険法の一部を改正する法律	三、二〇三、二六	六
九三	公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	参院継続	
九四	私立学校職員共済組合法の一部を改正する法律	五、一九五、二八	一三七
九五	蚕糸業法の一部を改正する法律	五、一七五、一七	一一一
九六	船舶職員法の一部を改正する法律	五、一四五、二〇	一二五
九七	東北興業株式会社法の一部を改正する法律	五、一八五、二八	一四二
九八	関税法の一部を改正する法律	四、二三五、一	九〇
九九	漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	三、二九三、三一	一六
一〇〇	学校教育法の一部を改正する法律	五、一五	
一〇一	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律	五、一五	

一〇二	自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二三
一〇三	公衆電気通信法の一部を改正する法律	四、一〇五、九	九八
一〇四	建設省設置法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	三三
一〇五	国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律	四、一二四、二〇	七四
一〇六	森林法の一部を改正する法律	四、一九五、一五	一〇〇
一〇七	地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律	四、二四五、二三	一二七
一〇八	技術士法	五、一四五、二〇	一二四
一〇九	法務省設置法の一部を改正する法律	五、一八六、一五	一七四
一一〇	判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律	四、二四五、一	九二
一一一	裁判所法の一部を改正する法律	四、二四五、一	九一
一二二	国有財産法の一部を改正する法律	五、一〇五、一七	一〇七
一二三	国有財産特別措置法の一部を改正する法律	五、一〇五、一七	一〇八
一二四	労働福祉事業団法	五、一九五、二〇	一二六
一二五	引揚者給付金等支給法	五、一五五、一七	一〇九
一二六	臨時通貨法の一部を改正する法律	五、一八五、二七	一三四
一二七	水道法	五、一九六、一五	一七七

一一八	たばこ専売法の一部を改正する法律案	審査未了	
一一九	東北開発促進法	五、一六五、一七一〇	
一二〇	自転車競技法の一部を改正する法律	五、一九六、一〇一六八	
一二一	小型自動車競走法の一部を改正する法律	五、一九六、一〇一六九	
一二二	建築基準法の一部を改正する法律	四、二七五、一五一〇一	
一二三	消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律	五、一〇五、一六一〇五	
一二四	準備預金制度に関する法律	五、一八五、二七一三五	
一二五	預金等に係る不当契約の取締に関する法律	五、一八五、二七一三六	
一二六	塩専売法等の一部を改正する法律案	審査未了	
一二七	モーターボート競走法の一部を改正する法律	五、一五六、一〇一七〇	
一二八	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	五、一八六、一〇一六七	
一二九	国の特定の支払に係る返還金債権の特例等に関する法律	四、二三五、一八九	
一三〇	中小企業団休法案	参院継続	
一三一	農業災害補償法の一部を改正する法律案	五、一五五、二〇一一九	
一三二	農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律	五、一五五、二〇一二〇	
一三三	農業災害補償法第七十七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律	五、一五五、二〇一二一	

一三四	機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律	五、一八五、二八一四一	
一三五	旅館業法の一部を改正する法律	五、一七六、一五一七六	
一三六	日本道路公団法の一部を改正する法律	五、一五五、二〇一二三	
一三七	国際海上物品運送法	五、一五六、一三一七二	
一三八	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	五、一五五、二〇一二二	
一三九	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律	五、一三五、一六一〇四	
一四〇	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律	五、一三五、一六一〇三	
一四一	自然公園法	五、一八六、一六一六一	
一四二	駐車場法	五、一三五、一六一〇六	
一四三	臨時恩給等調査会設置法	五、一〇五、一六一〇二	
一四四	電子工業振興臨時措置法	五、一八六、一一一七一	
一四五	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律	五、一七	
一四六	造幣局特別会計法の一部を改正する法律	五、一八五、二七一三三	
一四七	臨時受託調達特別会計法	四、二六四、三〇八六	
一四八	輸出入取引法の一部を改正する法律	五、一八	
一四九	核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律	五、一八六、一〇一六六	

一五〇	預金保障基金法案	衆院継続		
一五一	金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案	衆院継続		
一五二	中小企業団体の法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	参院継続		
一五三	有線放送電話に関する法律	五、一六		
一五四	合成ゴム製造事業特別措置法	五、一八		
一五五	防衛庁設置法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五六	南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会特例法	五、一五五、二〇一二		
一五七	小売商業特別措置法案	衆院継続		
一五八	地方税法の一部を改正する法律案	審査未了		

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布 日	法律 番号
一	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（額綱弥三ほか三十七名）	審査未了		
二	中小企業組織法案（水谷長三郎ほか二十三名）	審査未了		
三	最低賃金法案（和田博雄ほか十六名）	衆院継続		
四	家内労働法案（和田博雄ほか十六名）	衆院継続		
五	中小企業の産業分野の確保に関する法律案（水谷長三郎ほか二十三名）	衆院継続		

六	商業調整法案（水谷長三郎ほか二十三名）	衆院継続		
七	中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（水谷長三郎ほか二十三名）	審査未了		
八	健康保険法の一部を改正する法律案（滝井義高ほか十二名）	審査未了		
九	船員保険法の一部を改正する法律案（滝井義高ほか十二名）	審査未了		
一〇	美容師法（野沢清人ほか三十九名）	五、一〇六、三一六三		
一一	物品税法の一部を改正する法律案（春日一幸ほか十二名）	衆院継続		
一二	酒税法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎ほか十二名）	衆院継続		
一三	法人税法の一部を改正する法律案（石村英雄ほか十二名）	審査未了		
一四	湿田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案（青木正ほか五名）	四、一九五、一九三		
一五	違憲裁判手続法案（鈴木茂三郎ほか十四名）	衆院継続		
一六	裁判所法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎ほか十四名）	衆院継続		
一七	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長）	三、二五三、二九八		
一八	市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政法律案（平田ヒデほか三名）	衆院継続		
一九	離島振興法の一部を改正する法律案（綱島正興ほか八名）	四、二二五、一八八		
二〇	入場税法の一部を改正する法律案（大蔵委員長）	参院継続		
二一	農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教育に対する産業教育手当の支給に関する法律（赤城宗徳ほか七名）	五、一八五、三一四一四五		

二二	公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（櫻井重夫ほか三名）	衆院継続	
二三	憲法調査会法を廃止する法律案（浅沼稲次郎ほか七名）	衆院継続	
二四	モーターボート競走法を廃止する法律案（井岡大治ほか十名）	否決	
二五	自転車競技法を廃止する法律案（永井勝次郎ほか十一名）	否決	
二六	小型自動車競走法を廃止する法律案（永井勝次郎ほか十一名）	否決	
二七	刑法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎ほか十二名）	衆院継続	
二八	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（藤本捨助ほか三十九名）	五、一九六、三一六四	
二九	小型船海運組合法（木村俊夫ほか二名）	五、一六六、一一六二	
三〇	中小企業に対する官公需の確保に関する法律案（水谷長三郎ほか十三名）	衆院継続	
三一	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（水谷長三郎ほか十三名）	衆院継続	
三二	百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎ほか十三名）	衆院継続	
三三	国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（永山忠則ほか五名）	五、一五五、二〇一一七	
三四	たばこ耕作組合法案（竹山裕太郎ほか四十名）	衆院継続	
三五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田有全ほか四名）	衆院継続	
三六	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（商工委員長）	参院継続	
三七	輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律（農林水産委員長）	五、一五五、三一一四六	

三八	港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎ほか十四名）	衆院継続	
三九	南方同胞援護法（床次徳次ほか四名）	五、一九六、一一六〇	
四〇	地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（中井徳次郎ほか十名）	審査未了	
四一	病理細菌検査技師法案（八田貞義ほか二十五名）	衆院継続	
四二	宅地建物取引業法の一部を改正する法律（瀬戸山三男ほか七名）	五、一六五、二七一三一	
四三	角膜移植に関する法律案（中山マサほか四十五名）	衆院継続	
四四	医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（野沢清人ほか八名）	五、一九六、一〇一六五	
四五	教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（永山忠則ほか八名）	五、一九五、三一一四四	
四六	租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎ほか十三名）	衆院継続	
四七	原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（岡良一ほか八名）	衆院継続	
四八	地区衛生組織の育成に関する法律案（加藤鏝五郎ほか二十五名）	衆院継続	
四九	国会議員の秘書の給料等に関する法律（議院運営委員長）	五、一八五、二七一一八	
五〇	国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査難費に関する法律（議院運営委員長）	五、一八五、二七一二九	

提出番号	法律案名	成立月日	公布
一	たばこ専売法の一部を改正する法律案（平林剛ほか三十八名）	審査未了	法律番号

二	恩赦法の一部を改正する法律案（高瀬莊太郎ほか四名）	参院継続	
三	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（伊藤顯道ほか六名）	参院継続	
四	建築士法の一部を改正する法律（田中一ほか二名）	五、一五五、二〇一二三	
五	公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案（千葉信ほか十名）	参院継続	
六	地方自治法の一部を改正する法律案（地方行政委員長）	審査未了	
七	電波法の一部を改正する法律案（新谷寅三郎ほか五名）	参院継続	
八	郵政事業職員等共済組合法案（横川正市ほか十四名）	参院継続	
九	盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（文教委員長）	五、一六五、二〇一一八	
一〇	恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案（田畑金光ほか四名）	参院継続	
一一	公営住宅法の一部を改正する法律案（田中一ほか二名）	参院継続	
一二	住宅公社法案（田中一ほか二名）	参院継続	
一三	公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（文教委員長）	五、一六	
一四	学校教育法等の一部を改正する法律案（矢嶋三義ほか三名）	審査未了	
一五	公立の盲学校及びろう学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案（安部清美ほか三名）	審査未了	
一六	盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（安部清美ほか三名）	審査未了	
一七	へき地教育振興法の一部を改正する法律案（松沢靖介ほか三名）	審査未了	

第二十五臨時国会提出継続法律案

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布 日	法律 番号
四	健康保険法等の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四二
五	船員保険法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四四
六	厚生年金保険法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四三
七	市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	四、二七四、三〇		八七
八	厚生保険特別会計法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四六
九	船員保険特別会計法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四七

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布 日	法律 番号
一	健康保険法等の一部を改正する法律案（滝井義高ほか十一名）	撤回		
三	農林漁業組合再整備法の一部を改正する法律案（小枝一雄）	議決不要		
四	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（石橋政嗣ほか九名）	審査未了		
五	昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（石村英雄ほか十二名）	審査未了		
七	農業委員会法等に関する法律の一部を改正する法律（村松久義ほか七名）	四、一七四、二〇		七二

八	昭和三十一年度の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律（笹山茂太郎ほか七名）	三、二〇四、六五七
九	農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律（村松久義ほか一名）	四、一七四、二〇七三

参議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 月 日	布 法律 番号
一	健康保険法等の一部を改正する法律案（山下義信ほか四名）	審査未了		

第二十四通常国会提出繼續法律案

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 月 日	布 法律 番号
五四	地方公務員法等の一部を改正する法律案	審査未了		
一二三	食品衛生法の一部を改正する法律	五、一八		
一四七	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案	審査未了		
一四八	接收貴金屬等の処理に関する法律案	参院継続		
一五六	国家行政組織法の一部を改正する法律	五、一九		
一五七	大蔵省設置法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五八	財政法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五九	国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案	衆院継続		

一六一	内閣法等の一部を改正する法律	五、一八		
一六二	国家公務員法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六三	農業委員会法等に関する法律の一部を改正する法律案	議決不要		
一六四	事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案	審査未了		
一六六	内政省設置法案	衆院継続		
一六七	経済企画庁設置法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六八	北海道開発庁設置法案	衆院継続		
一六九	会計法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一七〇	内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案	衆院継続		
一七二	北海道開発庁設置法施行法案	衆院継続		

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 月 日	布 法律 番号
四	日雇労働健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男ほか十二名）	衆院継続		
八	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案（山崎始男ほか六名）	衆院継続		
一五	物品税法の一部を改正する法律案（春日一幸ほか十二名）	撤回		
一六	酒税法の一部を改正する法律案（春日一幸ほか十二名）	撤回		

一七	外資に関する法律の一部を改正する法律案（春日幸ほか十二名）	衆院継続		
一八	銀行法の一部を改正する法律案（春日幸ほか十二名）	衆院継続		
二一	政治資金規正法の一部を改正する法律案（中村高一ほか三名）	衆院継続		
四八	昭和二十九年までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案（稲富稜人ほか三十四名）	衆院継続		
五三	美容師法案（長谷川保ほか一名）	撤回		
五四	北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案（横路節雄ほか九名）	衆院継続		
五六	昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（石田宥全ほか二十六名）	撤回		
五七	農林漁業組合再整備法の一部を改正する法律案（芳賀貢ほか十二名）	議決不要		
五八	労働者福祉施設資金の運用に関する法律案（岡良一ほか十三名）	衆院継続		
五九	北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律（佐々木秀世ほか一名）	三、四三、一一四		
六〇	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案（藤本捨助ほか二十二名）	撤回		
六六	衛生検査技師法案（福田昌子ほか一名）	衆院継続		
七〇	母子年金法案（長谷川保ほか十六名）	衆院継続		

参議員議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布
一	国務大臣の私企業への関与の制限に関する法律案（八木幸吉ほか三名）	衆院継続	

三	刑法等の一部を改正する法律案（高田なほ子ほか七名）	参院継続	
一一	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（重盛寿治ほか四名）	参院継続	
一三	慰老年金法案（竹中勝男ほか五名）	参院継続	

第二十二特別国会提出繼續法律案

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布
二六	国土開発縦貫自動車道建設法（阿佐美広治ほか四百二十九名）	三、二九四、一六六八	

参議員議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公 布
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（山下義信ほか一名）	参院継続	
二一	社会福祉事業等の施設に関する措置法案（小林英ほか三五名）	参院継続	
二二	建設業法の一部を改正する法律案（小沢久太郎ほか二名）	審査未了	
二六	幼児誘拐等処罰法案（中山福蔵）	参院継続	
二七	調理改善法案（片柳真吉ほか七名）	審査未了	

第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道支庁設置条例の一部を改正する条例	三、一八	四、一三 条例一三
興行場法施行条例の一部を改正する条例	三、三一	四、一四 同、一四八
北海道みつばち転飼条例	同	同同 同、一五
札幌都市計画豊平地区美園土地地区画整理事業施行規程	三、三一	同同 同、一六八
札幌都市計画西郊地区西八軒土地地区画整理事業施行規程	同	同同 同、一七
北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例を廃止する条例	三、三一	同四、一八 同、一八一
北海道婦人相談所設置条例	同	同同 同、一九
北海道立病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例	同	同同 同、二〇
札幌医科大学附属病院使用料条例の一部を改正する条例	同	同同 同、二一
議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 同、二二
北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 同、二三
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 同、二四
北海道教員養成所条例	同	同同 同、二五

北海道教育研究所条例	同	同同 同、二六
北海道教員保護所条例	同	同同 同、二七
北海道立工業試験場使用料及び手数料条例	同	同同 同、二八
北海道税条例の一部を改正する条例	四、五	同四、二九 同、三〇
北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	同	同四、三一 同、三二
北海道漁港管理条例	四、三	同四、三三 同、三四
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	専決処分	同四、三五 同、三六
北海道押売等防止条例	三、三一	同四、三七 同、三八
北海道税条例の一部を改正する条例	専決処分	同四、三九 同、四〇
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	専決処分	同四、四一 同、四二
北海道中小企業設備合理化促進条例	四、三	同四、四三 同、四四
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	専決処分	同四、四五 同、四六
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	専決処分	同四、四七 同、四八
保健所設置条例の一部を改正する条例	専決処分	同五、五〇 同、五一

全国都道府県議会常任・特別委員会の運営等に関する調

(昭和32年5月現在)

未回答一県一山 梨

この資料は、昨昭和三十一年行われた地方自治法改正により常任委員会の数が、縮減法定されたことに伴う各県議会における常任・特別委員会の運営等の全国現況につき全議事務局が各議会事務局から基礎資料の提供を求めてとりまとめたものである。

第一表 当初予算審査の方法

審査の区分	該当府県名
1 歳入・歳出とも総務警察委員会に付託	山口(一県)
2 歳入・総務委員会に付託 歳出・各常任委員会に分割付託	秋田、東京(総務財政)、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、長野、愛知、岐阜、富山、石川、大分、兵庫、和歌山、滋賀(総務文教)、岡山、鳥取(総務教育)、島根、徳島、高知、愛媛(総務警察)、宮崎(総務警察)、熊本、鹿児島(総務警察)(二五県)
3 歳入とも各常任委員会に分割付託	宮城、福島、栃木、三重、静岡、福井、広島、香川、佐賀、長崎(一〇県)
4 特別委員会を設ける。	北海道、青森、岩手、新潟、京都、奈良、福岡、大分(八県)
5 歳入は総務委員会に付託、歳出は各常任委員会に分割付託、各委員長報告の後、特別委員会を設ける。	山形

右表中、特別委員会を設けている府県の委員会構成運営状況

府県名	委員会名	委員定数	委員の構成方法	小委員会又は分科会を設けている場合 委員会の数	委員定数
北海道	予算特別委員会	三一	各派按分	小委員会一	一〇
青森同		五〇	議員全員分科会	六二 委員会は各八	四委員 計五〇
岩手同		四九	議長を除く議員全員同	五各一〇	計五〇
京都同		三〇	各派按分		
奈良同		九同			
福岡同		三分の一を例とす	議長を除く(正副議長を除く)		
大分同		四八	議長を除く議員全員分科会	六各八	計四八
山形同	合同特任委員会	四九	正副議長を除く議員全員		
新潟	第一部議案審査特別委員会(欠員一) 第二部議案審査特別委員会(三三)	三二 (正副議長を除く)	各派按分		

第二表 追加、更正予算審査の方法

審査の区分	該当府県名
1. 歳入・歳出との総務委員会に付託	奈良(ただし、関係委員会に予算明細を内示) 山口(総務警察)(二県)

2	歳入—総務委員会に付託 歳出—各常任委員会に分割付託	岩手、秋田、東京（総務財政）、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、長野、愛知、岐阜、富山、石川、大阪、兵庫、和歌山、滋賀（総務文教）、岡山、鳥取（総務教育）、島根、徳島、高知、愛媛（総務警察）、宮崎（総務警察）、熊本、鹿児島（総務警察）（二六県）
3	歳入—歳出とも各常任委員会に分割付託	青森（又は本会議）、宮城、福島、栃木、新潟、三重、静岡、福井、広島、香川、大分（又は特別委員会）、佐賀、長崎（二三県）
4	本会議で審議	京都（ただし各委員会で事前審査）（一県）
5	特別委員会を設ける。	北海道、福岡（二県）
6	歳入は総務委員会に付託、歳出は各常任委員会に分割付託、委員長報告の特別委員会を設ける。	山形（ただし、少額るときは特別委設置を省略）（一県）

右表中、特別委員会を設けている府県の委員構成運営状況

府県名	委員会の名稱	委員定数	委員の構成方法
北海道	予算特別委員会	一七	各派按分
福岡	同	議員定数三分の一を例とする。	同（正副議長を除く）
山形	合同特別委員会	四九	正副議長を除く議員全員

第三表 予算を各常任委員会に分割付託した場合の運営状況
（一定の常任委員会又は特別委員会を設け審査している者を除く。）

府 県 別		調査	備考
名	分	分割付託の議案は本会議で一括議題として切り離している	一括議題とした場合、委員長報告に質疑、採択は行つていない
青森	〇	〇	この場合が多
岩手	〇	〇	特に調整は行わない
秋田	〇	〇	関係委員会に連絡して調整
宮城	〇	〇	修正に先立つ関係委員会と話合う
山形	〇	〇	事例なし
福島	〇	〇	関係委員会と連合委員会を開く
東京	〇	〇	回答内容不詳
神奈川	〇	〇	歳入担当の総務財政委に連絡し調整
千葉	〇	〇	歳入に異動があつたときは、当該委で歳出のみの修正をし、歳入担当の総務委で歳入歳出予算の修正をする
茨城	〇	〇	総合調整を要するときは、歳入担当の総務委に連絡、歳入との均衡を得る
栃木	〇	〇	歳入担当の総務委と合同委を開く又は議運正副常任委員会を開く
埼玉	〇	〇	委員会の修正報告を議運に周知せしめ内部調整を行う
埼玉	〇	〇	事例なし

43

第四表 決算審査の方法

審査の区分	該当府県名
1 特別委員会を設ける	北海道、青森、岩手、秋田、宮城（分科会六を設置）、山形、福島、東京、神奈川、千葉、栃木、埼玉、群馬、長野、三重、岐阜、富山、石川、福井、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島、鳥取（分科会四を設置）、島根（分科会三を設置）、山口、香川、徳島、愛媛、福岡、大分（総務警察委で行う場合もある）、宮崎、熊本、鹿児島（三六県）
2 総務委員会に付託する	茨城、新潟（総務文教）、愛知、滋賀（総務文教）、岡山、高知、佐賀（七県）
3 各常任委員会に分割付託	静岡（一県）
4 総務委に付託する場合と各委員会に分割付託する場合があり一定しない	長崎（一県）

第五表 連合審査会（委員会）等の運営事例

府県名	関係委員会	議案等	所管の委員会又は主唱者	委員長の選任方法	審査結果
北海道	農工委	奥忠別発電所設置反対の請願	商工委	主管委員長と審査未了	
秋田	農地委	積雪寒冷地帯農業振興計画の設定について	農地委	討論、採決は農地委員会、委員長報告は農地委員長	
茨城	公安委	自転車盗難防止に関する条例	公安委	主たる委員会決定とおり議決された。	
	農地委	農地改良事業分担金徴収条例	農地委		

同	愛知	静岡	福井	奈良	和歌山	鳥取	島根	山口	徳島
県立土地改良事業分担金徴収条例の修正	文教委 県立高等学校の整備について	総務委 県貿易会館設置問題	産業委 木炭検査手数料徴収条例の一部改正について	農林商工委 金属くず条例	文教委 旧制中学校舎を新築について	総務教育 航空自衛隊美保基地拡張反対の陳情	水産厚生 三江線、電源開発問題	総務委 工場誘致条例	総務委 耕地事業分担金徴収の公聴会開催について
文教委	文教委	土木費 招集し、事前設置個所を両委員会で選出、視察		総務委 総務委員長	総務委員長 円満妥結	関係委員長の各県航空基地を現地視察したが、まだ結論は出ていない	水商厚生委員 関係当局へ陳情	総務委 両者の協議に制定	両者の話し合 公聴会開催を経済委員長が実施

広島	滋賀	山和歌	奈良	兵庫	大阪	京都	福井
計六〇 農林(一〇)厚生(一〇) 文教(九)警察商工(二)	計四三 農林(一〇)厚生(一〇) 土木警察(一一)	計四四 農林(七)厚生(七)文 教(八)土木(八)農地(七)	計四〇 農林(一〇)厚生(一〇)建 設(一〇)農工商(二〇)	計八 農林(一〇)厚生(九)警 察(九)文教(七)土木(八)	計八 農林(一〇)厚生(九)警 察(九)文教(七)土木(八)	計六 農林(一〇)厚生(九)警 察(九)文教(七)土木(八)	計四 農林(一〇)厚生(九)警 察(九)文教(七)土木(八)
六	四	六	四	八	八	六	四
六 (欠員一)	四	六	四	八	八 (欠員一)	六	四
正副議長	四三副議長 長で選任の後 辞任する	四五正副議長	四一副議長 長未回答	七八同	八六同	五七同	四一副議長
一	一	一	二	一	一	二	一

愛媛	高知	徳島	香川	山口	島根	鳥取	岡山
計五一 農林(九)商工(八)厚 生(八)文教(八)	計四三 農林(一〇)厚生(一〇) 土木警察(一一)	計四一 農林(一〇)厚生(一〇) 土木(一一)	計四四 農林(一〇)厚生(一〇) 土木(一一)	計五三 農林(九)商工(九)厚 生(八)文教(九)	計四四 農林(一〇)厚生(一〇) 土木(一一)	計四〇 農林(一〇)厚生(一〇) 土木(一一)	計五三 農林(一〇)厚生(一〇) 土木(一一)
六	四	四	四	六	四	四	六
六 (欠員一)	四	四	四	六	四 (欠員一)	四	六
五三同	四三副議長 長	四三副議長	四四副議長	五三同	四四副議長	四〇副議長	五五
同				同			
委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい	委員選任の さい除外し てい
一	一	一	一	一	二	一	一

島鹿 兒	熊本	宮崎	長崎	佐賀	大分	福岡
計生(一六〇) 土生(一二) 木(一二) 農林(一二) 水産(一二) 商工(一二) 民	計土(一五七) 生(九) 務(九) 農林(九) 振興治安(九)	計農(四七) 林(八) 警(八) 察(八) 電(七) 氣(八)	計水(五五) 地(九) 商(九) 工(九) 土(九) 木(九) 農(九) 政(九)	計一(四四) 産(一) 業(一) 厚(一) 生(一) 勞(一) 働(一)	計農(四八) 地(八) 林(八) 業(八) 農(八) 水(八) 産(八) 土(八) 木(八) 電(八) 氣(八)	計一(八二) 商(一) 工(一) 水(一) 産(一) 農(一) 林(一) 建(一) 築(一) 警(一) 察(一)
五	六	六	六	四	六	八
六	六	六	六	四	六	八
六〇 長正副議	五七	四七 長正副議	五五 副議長 議長	四四 長正副議	四九 副議長 議長	八二 長正副議
	長正副議 た後辞任し		議長は職責を 上委員たる べきでない との特記に しはしない 統一	議長は職責を 上委員たる べきでない との特記に しはしない 統一	議長は職責を 上委員たる べきでない との特記に しはしない 統一	議長は職責を 上委員たる べきでない との特記に しはしない 統一
一	一	一	一	一	一	一

府県名	委員会 及び委員 定数	設置目的又は所管事項	委員の構成方法
北海道	総合開発調査特別委員会(一七)	1 総合開発に関する計画の樹立及びその実現に必要な調査を行う。 2 各常任委員会所管の総合開発関係事務について連絡調整を行う。	
山形	電源開発特別委員会(一五)	1 昭和三十一年における道南のいか漁業の凶漁に鑑み、これが対策を樹立しその推進を図る。 2 各常任委員会所管の前号関係事務について連絡調整を行う。	各派按分、各派推薦
福島	関柴貯水池損壊事件調査特別委員会(一七)	現地調査のため	農地林務委員会を主体とし現地議員をもつて構成
東京	各会計決算審査特別委員会(三〇)	昭和三十年度東京都各会計決算の認定(ただし、同年度公営企業会計決算の認定を除く。)	各派按分
群馬	交通対策特別委員会(一三)	1 電車の県内誘致 2 高崎、上越、信越、各線の完全電車化 3 上信線の建設実施線編入 4 足尾、信越、八高各線ジーゼルカ 5 上野―太子間ジーゼル直通運転促進 6 新駅設置、西前橋駅ほか十一件 7 水上地区の管区替 8 伊香保町―小野上町間国鉄バス導入	各派接分より会議にはかつて指名選任

第七表 現在設けられている特別委員会の構成と運営状況

香 川	鳥 取	広 島	和 歌 山	富 山	岐 阜	静 岡	三 重	新 潟
県有財産管理調査 特別委員会(八)	行政調査特別委員 会(八)	小島県営発電事業 調査特別委員会 (一〇)	国連軍等引揚対策 特別委員会 (一一)	総合開発特別委員 会(一二)	網紀肅正特別委員 会(九)	決算特別委員会 (九)	第十二回国民体育 大会に関する特別 委員会(一九)	信濃川河状整理特 別委員会(一二)
県有財産の管理状況を的確に調査把握 し、財産管理の公正を期するとともに あわせて財源確保の一助に資する	市町村、県及び国の事務の配分調整並 びに県行政の刷新のため必要な調査、 審査及び立案をする	小島県営発電事業調査のため	国連軍の撤退による失業者の大量発生 に伴う特別失業対策及び国有財産等の 処理に関する調査	特定地域の失対事業の運営状況の实情 を調査しその適正化を促進する	農協再建整備に関する調査	昭和三十年年度決算の審査並びに調査	第十二回国民体育大会の準備に協力し、その 万全を期するよう推進する	信濃川の河状整理の促進を図り、産業 効果の調整を行う
同	同	同	各派按分	各派按分	同	同	同	各派按分

滋 賀	奈 良	愛 知	府 県 名	右表のほか特別委員会でないが、單に議決又は申し合せによつて任意に設けられ ているものとして次のようなものがある。	福 岡	徳 島	徳 島	徳 島	徳 島
総合開発審査委員 会(一二)	医大関係小委員会 (八)	地方制度調査委員 会(一六)	委員会の名稱 及び委員定数	設置目的又は所管事項	県政調査特別委員 会(一三)	電力委員会 (一一)	工場誘致調査委員 会(一一)	建設事業特別委員 会(八)	県立病院整備調査 特別委員会(八)
議会の諮問に応じ滋賀県総合開発審議 会条例第二条に規定する総合開発計画 及び特定地域総合開発に関する事項を 審査の上答申するため(規定によるもの)	(申し合せによるもの)	(議決によるもの)			米軍水上機訓練場を小松島港湾水域に 設定せんとすることに對する反対運動 に関する事項	発電事業に関する事項	工場誘致促進に関する事項	土木、建築、土地改良等一切の県営建 設諸事業実施に伴つて、県民が負担す べき分担金(従前の寄付金、負担金を 含む)について調査検討を加え、その 適正をはかる	県立病院の施設、運営並びに経理処置 について研究調査し、すみやかなる適 正な結論を得る
同	各派按分		委員の構成方法		同	同	各派按分	同	各派按分

第八表 議会運営委員会（協議会）等の構成と運営状況

府県名	委員会 及び構成人員	おもなる所管事項	委員 構成方法	根拠 設置
北海道	各派交渉会 (一一以内)	1 本会議の運営に関する事項 2 議会に関する重要事項	正副議長のほかに三人以内において各派より選出	申し合 るに 規約 によ
青森	各派交渉委員 会	議会運営に関する事項	各派按分によ る代表	内 規
岩手	議会運営委員 会	1 会期及び会期の延長並びに 休会のこと。 2 閉会中における委員会の継 続審査のこと。 3 質問者の発言順序の変更の こと。 4 会議規則の疑義に関するこ と。 5 委員の選任のこと。 6 図書室運営のこと。 7 議員の出張のこと。 8 各会派の連絡調整のこと。	正副議長のほかに各派議員数に比例して定めた議員一〇人	
秋田	議会運営委員 会 (一二)	1 議会運営委員会 2 議会の条例及び規則に関す る事項 3 議会の歳出見積に関する事 項 4 全員協議会に関する事項 5 議事堂管理に関する事項 6 議員公舎運営に関する事項 7 事務局に関する事項	各派按分によ る代表と正副 議長	内 規
宮城	議会運営委員 会 (一一)	1 会期及び議事並びに委員会 日程に関する事項 2 議事進行及び発議案（意見 書、決議案等を含む）並びに 報告に関する事項	議員数に比例 して各派に割 当てる	規 程
千葉	議会運営委員 会 (一〇)	1 会期並びに議事日程及び発 言に関する事項 2 議案、選挙及び動議の取扱 いに関する事項 3 各種委員の選挙に関するこ と。	各派代表の形 で各派に按分	同
神奈川	議会運営委員 会 (一五)	1 議会の円滑なる運営を図るた め、議長、副議長、各派の連 絡調整に当ることを目的とす る。	同	内 規
東京	議会運営委員 会 (三五)	1 本会議議事運営に関する事 項 2 各派の協議を要する事項	正副議長、各 派正副幹事長、 同政調会長、 長、正副常任委員、 行係、本会議進 進	申し合 せ
山形	議会運営協議 会 (一一)	3 委員その他の役員の各会派 割振りに関すること。 4 常任委員会の調査視察に関 すること。 5 特殊の請願陳情に関するこ と。 6 図書室の運営に関するこ と。 7 議会費予算に関するこ と。 8 議事堂の取締りに関するこ と。 9 議長の諮問事項に関するこ と。	各派按分	規 程

長 野	群 馬	埼 玉	栃 本	茨 城	
各派交渉会	議会運営委員 (一三)	議会運営委員 (一〇)	議会運営委員 (九)	議会運営委員 (九)	正副常任委員 長会議 (一一)
各派間の交渉、連絡及びその他議員の儀礼等 注一別議会議会運営衛生警察常任委員会がある。(六、常任委員会の構成運営状況の項参照)	1 会期、議事進行及び議事日程に関する事 2 質問者の数、時間及び順序並びに緊急質問に関する事 3 委員その他の役員の各党派割振りに関する事 4 議案並びに動議に関する事 5 常任委員会の調査に関する事 6 特別委員会の設置及び廃止に関する事 7 特殊の請願陳情に関する事	議会運営並びに議会各派の連絡調整 議会運営の円滑を期するため	議会運営並びに議会各派の連絡調整	1 議会運営に関する事項 2 議会の条例及び規則に関する事 3 各党派交渉事項の協議に関する事項 4 議員の慶弔に関する事項	特に各委員会において横の連絡を緊密に保持する必要がある場合、議長が招集し、趣旨徹底の上協力を求めている。
所属議員六人 り二人づつ及び正副議長	各派按分	各派比率により議長が任命	各派按分	各派按分	正副常任委員
同	同	内規	内規	規程	

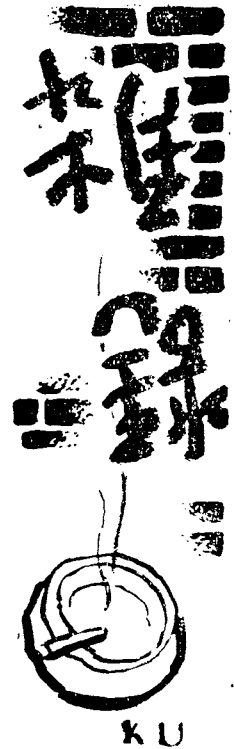
静 岡	三 重	愛 知		新 潟
全員協議会 (六七)	議会運営委員 (二四)	各派代表者会 (八)	議会運営委員 (一四)	議会運営委員 (一二)
1 会期及び議事日程 2 正副議長その他役員の選挙 3 常任委員会の構成及び特別委員会の設置 4 議案の提出及び取扱い 5 議場の設備及び議員控室 6 会議規則及び委員会条例の改正 7 会期の延長、休会及び会議の閉会 8 議事の順序、委員会審査の省略、発言の順位、制限、その会議の進行	1 会期、議事日程の大綱 2 会期の延長、休会 3 議員の選挙方法 4 職員辞職出願に対する処置方法(閉会中を除く) 5 特別委員会の設置改廃 6 議会の条規の制定改廃 7 所管を決定しがたい議案及び請願その他の決定	各派連絡機関として必要に応じ開催	1 会期、議事日程、出席要求者の範囲に関する事項 2 会期の延長、休会に関する事項 3 議員の辞職(閉会中を除く)に関する事項 4 議会の条例、規則の制定改廃に関する事項 5 意見書、決議案等の取扱いに関する事項	1 会期及び議事に関する事項 2 議会運営に関連する各種の事項
議員全員 申し合せ	各派按分	正副議長及び各派代表者	各派按分 ただし、正副議長及び進行係二名が参加	各派按分
	規程		内規	規約

京都	福井	石川	富山	岐阜			
各派幹事会 (正副議長外 一五)	各派交渉会 (八)	議会運営協議 会(六)	議会運営委員 会(七)	各派交渉会 (九)	運営委員会 (二五)	常任委員長副 委員長打ち合 せ会(二四)	議員の紀律 議員の慶弔その他議員、議 会、事務局職員の福利施設
1 本会議及び全員協議会の運 営 2 議会に関する重要事項 3 常任、特別委員会の連絡及 び調整 4 別の機関ではないが各派幹 事会に代表幹事があり、幹事 会の運営、幹事会からの委任 事項及び議長が必要と認めた 事項について代表幹事会を開 くことがある。	各常任委員会の運営等につき連 絡協議を遂げるために必要に応じ 開催	1 会期及び議事日程 2 会期の延長、休会 3 役員の選考方法 4 議会の条例規則の制定改廃	1 議事の運営 2 議会の条規の制定及び改廃 3 議員の慶弔及び議会の渉外 4 議会機関紙の編集 5 議会図書室の運営	議会の円滑な運営を図ること	全員協議会所管事項と同じ	正副議長、正 副常任委員会	
正副議長及び 各派按分	正副議長及び 正副常任委員 長	各派按分	各派按分	各派按分	各派按分	同	
申し合 せ		申し合 せ	規 程	規 程	同	同	

山口	島根	鳥取	岡山	広島	滋賀	和歌山	奈良	兵庫	大阪
各派交渉会 (九)	議会運営委員 会(九)	県会運営委員 会(一二)	議会運営委員 会(九)	各派交渉会 (二四)	議会運営委員 会(八)	議会運営委員 会(一二)	議会運営協議 会(七)	議会運営委員 会(八)	運営委員会 (二九)
会期、議事日程、議事進行、質問、 質疑、討論、各種委員の割振り、 議案、意見書案、決議案の提出等	議会運営に關し協議懇談し、各 派相互間の連絡調整を遂げ、各 派の円滑なる運営を図る。	各派間の連絡協議を要する事項 一切(議事日程、一般質問者の 割当、緊急質問の取扱、議案の 費予算、図書室の管理運営、議 会より選出する各種委員、議員 提出議案の取扱等)	議長、議長に必要と認めた事項に 關し協議	議会の運営及び各派の連絡調整	2 1 議会の運営 議長の諮問	1 議会の運営に關する事項	1 議会の運営 2 会議規則及び委員会条例並 びに議会の規約又は申し合せ 3 議会より推薦する各種委員 及び役員推薦	開会中、議事の運営並びに各会 派の連絡調整	府県諸般の運営並びに各派の連 絡調整
各派按分 規程	議員全員	正副議長及び 各派按分	各派按分	正副議長を 含む	正副議長及び 各派代表	各派代表	同	各派按分	正副議長他 各派幹事 (幹事は各派 按分)
	内規	規則	条例	申し合 せ	内規	申し合 せ	内規	申し合 せ	内規

香川	徳島	高知	愛媛	福岡	大分	佐賀	長崎
議会運営委員会 (八)	議会運営委員会 (一〇)	議会運営委員会 (一〇)	議会運営委員会 (一二)	議会運営理事 会 (一四)	議会運営委員会 (一〇)	議会運営委員会 (一〇)	議会運営協議 会 (一三)
各派相互間の連絡協議を図り、議会運営に際し議長との諮問に率化に資する。 率化に資する。 率化に資する。	議会の運営に関する事項	議会の運営に関する調査 各派相互間の連絡協議を遂げ、議会の円滑な運行を図る。	1 議会運営一般に関する調査 2 協議 各派相互間の連絡協議	1 会期、議事日程の大綱 2 会期の延長、休会 3 役員選考方法 4 議員辞職出願に対する処置方法 5 特別委員会の設置、改廃 6 議会関係の条規の制定、改廃並びに解釈	1 会期に関する事項 2 本会議及び全員協議会の日程並びに運営に関する事項 3 会期中における委員会の日程に関する事項 4 議員より選出の各種委員会委員及び役員に関する事項	1 議会関係の条規、規則等の制定改廃に関する事項 2 議会費予算に関する事項 3 議会の施設に関する事項	議会運営に関する事項
同	同	同	同	同	各派接分	各派代表	各派按分
内規	条例	内規	同	規程	規程	同	規則

宮崎	熊本	鹿児島
議会運営委員会 (八)	議会運営委員会 (一四)	議会運営委員会
1 定例会、臨時会の会期、議事、日定の決定及びその他議会運営の諸般に亘つて議長との諮問に資する。 2 各党派間の連絡調整	1 議会招集日の諮問 2 会期の決定 3 日程の決定 4 議会費予算概算の決定 5 その他議会諸般の運営並びに各党派間の連絡調整	1 会期に関する事項 2 本会議の日程並びに運営に関する事項 3 常任委員会（特別委）の日程に関する事項 4 会期中における議事進行に関する事項 5 図書室の運営管理に関する事項
同	各派按分	正副議長、各常任委員長、各交渉団体（六人以上）の会派より選出された委員
規程	規定	規程



地方行政疑義問答集

地方自治法に関する疑義について

(昭三二、五、一六 自丁行発第七一號)
広島県総務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第二〇三条の關係について

町議会議員の報酬を月額で支給する旨の条例を設けている場合において、当該議会の懲罰により出席停止をうけた議員に対してその議員の報酬中から出席停止期間分の報酬を減額して支給すること、また議会の会期が一カ月以上にわたる場合、会期中の出席停止処分を受けた議員に対してその期間中の報酬を一切支給しないことを条例で規定することができるか。

答 できる。

地方自治法第九十二条の二の解釈について

(昭三二、五、一一 自丁行発第六三號)
建設大臣官房建設課長宛 行政課長回答

問一 普通地方公共団体の議会の議員（某会社の取締役である場合）が

当該地方公共団体と請負契約をしている場合、その請負がその会社の業務の主要な部分を占めるかどうかの認定に関しては法文上明確ではないがその会社の最近の決算書により判断して五十パーセント以上を占める場合は法に該当するものと認定してよいか。

二 議員が本条に抵触した事実があつても議員自身その職を失つたことを無視して議員の職に留まっている場合、何等法の制裁を受けないが、このようなときは如何なる手続を取るべきか。

答一 「主として」の意味は、当該会社の業務の主要な部分が団体若しくはその機関との請負によつて占められている場合を指すものと解されるが、具体的には個々の事実によつて判断する外はない。なお、設問のように最近の決算書により判断して団体等に対する請負額が五十パーセント以上を占めるような場合は明らかに法に該当するものと解する。

二 議員の職を失つたものとして必要な措置をとるべきものである。

臨時出納検査立会議員の互選について

(昭三二、五、七 自丁行発第五八號)
熊本県総務部長宛 行政課長回答

問一 本町町議会において議長が臨時出納検査立会議員の互選には公職選挙法を適用しないから連記無記名投票を行うと宣告して連記無記名で互選したのは適法か。なお、議会においては、単記無記名で行う旨の意見が出、採択の結果、連記で投票したものである。

答一 設問の場合においては、公職選挙法第四十六条の規定により単記無記名の投票を行わなければならない。

新購入図書紹介

官公庁総合事典	著者名	日本官界情報社
判例体系	井上 登	
第一四卷の一・二		
第二〇卷の一・三		
第三十九卷の二		
第四十二卷の一		
法学辞典	同	
末川 博		
労働運動史	同	
昭和二十九年・三十年		
経済白書	同	
昭和三十年度		
予算の見方、つくり方	同	
決算の見方、つくり方	同	
同		
渡辺紳一郎		
統古典語典	同	
藤崎 峻		
八海事件	同	
裁判官の弁明		
官庁会計質疑応答集	同	
一〜三		
自動車損害賠償保障論	同	
小田垣 光之輔		
強制執行法	同	
兼子 一		
現代法学全書	同	
労働法	同	
会社法	同	
債権各論	同	
法律思想史	同	
地方自治法	同	
同		
杉村章三郎		
同		
下中弥三郎		
世界大百科事典	同	
第六卷〜第十二卷		
刑法各論	同	
(現代法学全書)		
日本国政事典	同	
第六・七卷		
北海道年鑑	同	
一九五六		
世界大思想全集	同	
哲学・文学篇7		
デカルト		

各官公庁その他よりの受贈図書

[illegible]55

昭和三十三年五月二十日発行

北海道議会時報（第九卷第五号）

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

四月のメモ

- 1 ○三笠市制施行。
○道、経済白書（経済実相報告書）発表。
○米原子力委、新核爆発実験を発表。
○鉄道建設審議会、国鉄新線建設を建議（本道は白糠線、芦別線、美幸線、興
派線の四線）
○日、ソ漁業交渉妥結、今年度のみ十二万トン。
○米駐日大使、岸首相の訪米に同意の回答。
○室蘭駅で列車事故、二両転覆、五両脱線。
○中国紅十字より服役戦犯数名釈放の通知を日赤受取る。
○英国防相、ソ連が三日に核爆発実験を行った旨を発表。
○道議会第一回定例同閉会。
○北洋漁業第一陣西カムのカニ漁船団出発。（函館）
○日・ソ漁業委員会で「制限海域におけるサケ、マス漁獲量を十二万トンとす
る」ことの漁業議事録に署名、共同声明を発表。
○月寒学院焼く。
○美国沿岸にしん群来、初の大漁。
○上磯郡木占内町で大火。（被災世帯二百三）
○スエズ運河開通。
○米国通商使節団来道。
○ソ連労働相一行（八名）来道。
○メンス豪首相来日。（十八日離日）
○稚内にしん五百石。（五年ぶりの大漁）
○瀬戸内海で（瀬戸田町沖）汽船沈没（第五北川丸）。（死者二十八、行方不明
六十八）
○政府、国連軍縮小委へ原水爆問題について新提案。（三段階で全面禁止へ）
○日本、イラン文化協定妥結。
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14 ○ヨルダンにクーデター、反国王派を追放。
○鹿追村で拾った不発弾が暴発。（即死五、重傷四）
○門脇駐ソ大使、ソ連の無警告核爆発実験に抗議。
○ヨルダン新内閣成立、首相にカリディ元外相。
○日本、イラン文化協定調印。
○毛中国主席、国府と合作を準備と初めて言明。
○英放射障害委、水爆実験直ちに悪影響はないと結論。
○水産庁北洋サケ・マス漁許可方針決る。
○米・英両国、ソ連が十六日核爆発実験を行ったと発表。
○核実験問題について日英両国首相の書簡発表さる。
○道日赤支部曰い羽根街頭募金取止め。
○道水産部春にしん第一期の漁獲高発表（三千百四十一石余で昨年の三七％）
○中国政府、日本人戦犯六名を釈放帰国と発表。
○米国務省中共貿易緩和の方針を発表。
○浅沼社会党訪中使節団長と張中国人民外交学会会長の名で共同声明を発表。
（長期的協力を確立）
○パキスタン首相来日。
○水産庁、北洋独航船の休船隻数を発表。
○ヨルダン、シリアとの国境を閉鎖。
○エジプト、スエズ運河運営で国連に覚悟。（航行の自由を保証）
○宗谷・海鷹丸帰国。
○水産庁、底引のしん混獲規制を五月四日以降まで現行どおりに決定。
○ヨルダン内閣総辞職。
○社会党訪中使節団帰国。
○田中知事一行東京発、東南ア視察の途に就く。
○福岡県の公金不正流用事件で県議会議長逮捕。
○開発庁長官に鹿島守之助氏、認証式行わる。
- 15
- 16
- 18
- 19
- 20
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 30